

# 水産基本計画

令和4年3月

水産基本法（平成13年法律第89号）第11条第8項の規定に基づく水産基本計画の変更に伴い、同条第9項において準用する同条第7項の規定に基づき、国会に報告するものである。

## 目 次

<u>まえがき</u> .....	1
<u>第 1 水産に関する施策についての基本的な方針</u> .....	5
I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施 .....	5
II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現 .....	5
1 漁船漁業の成長産業化 .....	5
2 養殖業の成長産業化 .....	5
III 地域を支える漁村の活性化の推進 .....	6
<u>第 2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</u> .....	7
I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施 .....	7
1 資源調査・評価の充実 .....	7
(1) MSY ベースの資源評価及び評価対象魚種の拡大 .....	7
(2) 資源評価への理解の醸成 .....	7
2 新たな資源管理の着実な推進 .....	8
(1) 資源管理の全体像 .....	8
(2) TAC 魚種の拡大 .....	8
(3) IQ 管理の導入 .....	9
(4) 資源管理協定 .....	9
(5) 遊漁の資源管理 .....	10
(6) 栽培漁業 .....	11
3 漁業取締・密漁監視体制の強化等 .....	12
(1) 漁業取締体制の強化 .....	12
(2) 外国漁船等による違法操業への対応 .....	12
(3) 密漁監視体制の強化 .....	12
(4) 国際連携 .....	13
4 海洋環境の変化への適応 .....	13
(1) 気候変動の影響と資源管理 .....	14

(2) 新たな操業形態への転換 .....	14
ア) 複合的な漁業等操業形態の転換.....	14
イ) 次世代型漁船への転換推進.....	15
(3) サケに関するふ化放流と漁業構造の合理化等 .....	15
ア) ふ化放流の合理化.....	15
イ) さけ定置漁業の合理化等.....	16
II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現 ...	17
1 漁船漁業の構造改革等 .....	17
(1) 沿岸漁業 .....	17
ア) 沿岸漁業の持続性の確保.....	17
イ) 漁村地域の存続に向けた浜プランの見直し.....	18
ウ) 遊漁の活用.....	18
エ) 海面利用制度の適切な運用.....	19
(2) 沖合漁業 .....	19
(3) 遠洋漁業 .....	21
ア) 遠洋漁業の構造改革.....	21
イ) 国際交渉等.....	21
ウ) 捕鯨政策.....	22
2 養殖業の成長産業化 .....	23
(1) 需要の拡大 .....	23
ア) 国内向けの取組.....	23
イ) 海外向けの取組.....	24
(2) 生産性の向上 .....	24
ア) 漁場改善計画.....	24
イ) 餌・種苗.....	25
ウ) 安全・安心な養殖生産物の安定供給及び疾病対策の推進 .....	25
エ) ICT等の活用 .....	25
(3) 経営体の強化 .....	26

ア) 事業性評価	26
イ) マーケットイン型養殖業への転換	26
(4) 沖合養殖の拡大	26
(5) 陸上養殖	26
3 経営安定対策	27
(1) 漁業保険制度	27
(2) 漁業経営セーフティネット構築事業	27
(3) 漁業経営に対する金融支援	28
4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備	28
(1) 輸出拡大	28
(2) 水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備	29
5 内水面漁業・養殖業	30
(1) 内水面漁業	30
ア) 漁業生産の振興	30
イ) 漁場環境の保全	30
(2) 内水面養殖業	31
ア) 海面で養殖されるサケ・マス類の種苗生産	31
イ) うなぎ養殖業	31
ウ) 錦鯉養殖業	32
6 人材育成	32
(1) 新規漁業者の確保・育成	32
(2) 水産教育	33
(3) 海技士等の人材の確保・育成	33
(4) 外国人材の受入れ・確保	34
7 安全対策	35
(1) 安全確保に向けた取組	35
ア) 安全推進員・安全責任者の養成	35
イ) ライフジャケットの普及促進	35

(2)	安全確保に向けた技術導入	35
Ⅲ	地域を支える漁村の活性化の推進	37
1	浜の再生・活性化	37
(1)	浜プラン・広域浜プラン	37
(2)	海業 <sup>うみぎょう</sup> 等の振興	38
(3)	民間活力の導入	38
(4)	漁港・漁村のグリーン化の推進	38
(5)	水産業等への女性参画等の推進	39
(6)	離島対策	39
2	漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化	40
(1)	漁業の振興や漁村の活性化に向けた漁協の連携強化等	40
(2)	経営の健全性の確保	40
(3)	水産資源の適切な管理	40
(4)	若者や女性の活躍	41
3	加工・流通・消費に関する施策の展開	41
(1)	加工	41
ア)	環境等の変化に適応可能な産業への転換	41
イ)	国産加工原料の安定供給	41
ウ)	中核的水産加工業者の育成	42
エ)	生産性向上と外国人材の活用	42
(2)	流通	42
ア)	水産バリューチェーンの構築	42
イ)	産地市場の統合・重点化の推進	43
ウ)	水産物等の健全な取引環境の整備	43
(3)	消費	44
ア)	国産水産物の消費拡大	44
イ)	水産エコラベルの活用の推進	44
4	水産業・漁村の多面的機能の発揮	45

5	漁場環境の保全・生態系の維持	45
	(1) 藻場・干潟等の保全・創造	45
	(2) 栄養塩類管理	46
	(3) 赤潮対策	46
	(4) 野生生物による漁業被害対策	47
	(5) 生物多様性に配慮した漁業の推進	47
	(6) 海洋環境の保全（海洋プラスチックごみ、油濁）	48
	(7) 環境変化に適応した漁場生産力の強化	49
6	防災・減災、国土強靱化への対応	49
	(1) 事前の防災・減災対策	49
	(2) 災害からの早期復旧・復興に向けた対応	50
	(3) 持続可能なインフラ管理	50
IV	水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策	52
1	みどりの食料システム戦略と水産政策	52
	(1) 調達面での取組	52
	ア) 養殖業における持続的な飼料及び種苗	52
	イ) 漁具のリサイクル	53
	(2) 生産面での取組	53
	ア) 資源管理の推進	53
	イ) 養殖業における環境負荷低減	53
	(3) 加工・流通での取組（IUU 漁業の撲滅）	54
	(4) 消費での取組（水産エコラベルの活用の推進）	54
2	スマート水産技術の活用	55
	(1) 資源評価・管理に資する技術開発と現場実装	55
	(2) 成長産業化に資する技術開発と現場実装	55
	(3) 水産加工・流通に資する技術開発と現場実装	56
3	カーボンニュートラルへの対応	56
	(1) 漁船の電化・燃料電池化	56
	(2) 漁港・漁村のグリーン化の推進	57

4	新型コロナウイルス感染症対策	57
V	東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服	59
1	地震・津波被災地域における着実な復旧・復興	59
2	原子力災害被災地域における原発事故の影響の克服	59
<b>第3</b>	<b>水産物の自給率目標</b>	<b>62</b>
1	自給率目標等の達成に向けたこれまでの取組の検証	62
(1)	食用魚介類及び魚介類全体	62
(2)	海藻類	62
2	自給率目標の考え方	64
3	漁業生産及び水産物消費に関する課題	65
(1)	漁業生産に関する課題	65
(2)	水産物消費に関する課題	65
4	自給率目標の基礎となる生産量及び消費量の目標の考え方	66
(1)	食用魚介類及び魚介類全体	66
(2)	海藻類	66
5	令和14年度の自給率の目標	68
<b>第4</b>	<b>水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b>	<b>69</b>
1	関係府省等の連携による施策の効率的な推進	69
2	施策の進捗管理と評価	69
3	消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開	69
4	事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進	69
5	財政措置の効率的かつ重点的な運用	70



## まえがき

四面を海に囲まれている我が国では、多種多様な水産物に恵まれ、古くから水産物は国民の重要な食料として利用されてきており、地域ごとに特色のある料理や加工品といった豊かな魚食文化が形成され、現在まで継承されてきている。

水産業は、国民の健康を支える水産物を供給する機能を有するとともに、水産加工業や高鮮度な水産物を国民に供給するために発達した流通業も含め地域経済の発展に寄与している重要な産業である。また、世界でも有数の長さを誇る我が国の海岸線には多くの漁船や漁村集落が存在し、水産業を通じて海洋環境の保全や国境の監視をはじめとした様々な機能を果たしてきている。さらに、漁村地域の持つ魅力的な観光資源は都市住民との交流の場を創り出しており、水産業・漁村は広く国民全体に裨益している。

水産政策については、平成 13 年 6 月に水産基本法（平成 13 年法律第 89 号。以下「基本法」という。）が制定され、水産物の安定供給の確保、水産業の健全な発展という基本理念を実現するための施策を推進してきた。平成 29 年 4 月に閣議決定された水産基本計画（以下「前基本計画」という。）の下では、「浜」単位での所得向上の取組の展開や沖合漁業・遠洋漁業の国際競争力の強化を図ることにより、産業としての生産性向上と所得の増大に取り組むとともに、水産資源とそれを育む漁場環境の適切な保全・管理及び水産業・漁村の持つ多面的機能の十分な発揮に取り組んできた。

その後、水産資源の減少による漁業・養殖業生産量の長期的な減少傾向、漁業者の減少という課題に対応するため、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を図るため、「水産政策の改革」（以

下「水産改革」という。)に取り組むことを決定し、必要な措置を講じてきている。水産改革の柱となる資源管理等については、平成 30 年 12 月に公布、令和 2 年 12 月に施行した漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）による改正後の漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「改正漁業法」という。）や令和 2 年 9 月に策定した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）等に基づき、新たな資源管理システムの構築、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直しなどに取り組んできた。また、水産資源の漁獲が不安定な中、国内外への安定的・戦略的な水産物の供給を図るため、令和 2 年 7 月に制定（令和 3 年 7 月改定）した「養殖業成長産業化総合戦略」（以下「養殖戦略」という。）に基づき、国内外の需要を見据えて、生産から販売・輸出に至る総合戦略によるマーケットイン型養殖業への転換に取り組んできた。特に、ぶり、たい、ホタテ貝、真珠については、令和 2 年 12 月に策定された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（以下「輸出戦略」という。）において輸出重点品目として位置付けられ、令和 12 年までに農林水産物・食品の輸出額目標 5 兆円の達成に向けて輸出促進に取り組んできた。こうした取組により、漁船漁業の構造改革や養殖業における大規模化が進展するとともに、水産物の輸出が拡大してきている。また、漁港施設の再編整備や「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」（以下「うみぎょう海業」という。）の広がり等の明るい動きが見えてきている。

しかしながら、近年顕在化してきた海洋環境の変化をはじめとした地球規模の環境変化を背景に、サンマは平成 26 年の約 22 万 9 千トンから令和 2 年に約 3 万トン、スルメイカは平成 26 年の約 17 万 3 千トンから令和 2 年に約 4 万 8 千トン、サケは平成 26 年の約 14 万 7 千トンから令和 2 年に約 5 万 6 千トンまでに急激に減少しており、これらの我が国の主要な魚種の不漁が継続している。このような

魚種の不漁の継続は、漁業者のみならず、地域の水産加工・流通業者に影響を及ぼし得るものであり、沿岸・沖合・遠洋漁業、養殖業、水産加工業、それぞれにおいて存続を懸け、これらの状況を乗り越えるための対応や取組が求められている。また、消費者には、水産業における環境変化や資源管理の取組に対する理解を深め、魚食文化を継続的に支えていただくことが重要である。また、我が国の排他的経済水域内では我が国の水産資源を巡って外国漁船等による違法操業が跡を絶たない状況にあり、国としても厳しい対応を図る必要がある。このような漁業・養殖業の厳しい状況に加え、漁業・養殖業を支える漁協の経営の健全性を確保するとともに、漁港や漁協と連携した漁村（浜）の維持・活性化を図ることも課題となっている。さらに、東日本大震災から10年以上経過しているが、依然として被災地域の中核産業である漁業の水揚げや水産加工業の売上げの回復、外国における我が国の水産物の輸入規制の撤廃といった課題があり、科学的根拠に基づいた粘り強い説明や交渉の継続が必要となっている。

他方、我が国の社会経済全体では、少子・高齢化と人口減少による経済の停滞、地方の衰退、労働力不足等が懸念され、さらには、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の制限、個人の行動様式の変化等の影響を受けている。加えて、持続的な社会の実現に向け、SDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラルをはじめとした様々な環境問題への国際的な取組の広がりやデジタル化の進展が人々の意識や行動を大きく変えつつある。

こうした中、水産物を安定的に供給するため、我が国において、伝統的に行ってきた沿岸・沖合・遠洋漁業及び養殖業や加工・流通の形態が果たす役割の重要性を再認識し、近年、顕在化した自然環境・社会経済等の変化を踏まえた資源評価の高度化を図りながら、海洋環境の変化への対応や漁獲量の増大と漁業者の所得向上に向け、遊漁

も含め、改正漁業法に基づく国や地方公共団体の管理の下、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得て、また、広く国民に情報提供をしつつ、透明性を図りながら資源管理を着実に実施していく必要がある。

また、長期的な社会・経済・環境等の変化を見通した上で、実態に合わなくなった制度やシステムを見直し、新たな人材・組織や資金を呼び込み、新技術を活用し、水産業を成長産業へ転換させ、また、漁協の健全性を確保するとともに、<sup>うみぎょう</sup>海業等に取り組む漁協等の民間事業者等との連携による漁村（浜）の活性化を図っていく必要がある。

このような考え方に立ち、基本法に掲げる基本理念の実現を図るため、関係府省や地方公共団体、生産者、消費者、事業者、関係団体等の間で連携・協働しながら、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとする。

なお、本基本計画は、水産に関する各種施策の基本となる計画であるという性格を踏まえ、今後10年程度を見通して定めるものとするが、水産をめぐる情勢の変化及び施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととする。

## **第1 水産に関する施策についての基本的な方針**

基本法が掲げる理念を実現し、水産資源の適切な管理等を通じた水産業の成長産業化を図り、次世代を担う若い漁業者とその家族が将来にわたって安定的な生活が確保されるよう十分な所得を得るとともに、年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を図るため、我が国の水産をめぐる動向を踏まえ、次の三本の柱を中心に水産に関する施策を展開する。

### **I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施**

水産改革に基づく新たな水産資源管理の着実な実施を図るため、ロードマップに従い、資源調査・評価体制の整備を進めるとともに、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で、科学的知見に基づいて新たな資源管理を推進する。その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化が水産業へ及ぼす影響や原因を把握し、変化に応じた具体的な取組を進めていく。

### **II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現**

#### **1 漁船漁業の成長産業化**

漁業現場に合わせたスマート水産技術の開発・現場実装を図るとともに、資源変動等の変化に適応可能な経営体の育成や漁船の脱炭素化等、漁船漁業の持続的な成長に向け、沿岸、沖合、遠洋漁業ごとの課題に対応した具体的な取組を進めていく。

また、不足する漁業人材を確保するため、水産教育の充実と若者に魅力ある就業環境等を整備するとともに、外国人材の受入環境の整備を図っていく。

#### **2 養殖業の成長産業化**

養殖戦略に基づく取組を着実に実施し、マーケットイン型養殖業の推進、ICT等を活用した生産性の向上、経営体の強化、輸出の

拡大等、養殖業の成長産業化に向けた課題に対応した具体的な取組を進めていく。

また、ICT を活用した生産管理、省人化・省力化のための機器導入等といった養殖業者による成長産業化への取組の更なる推進や、環境負荷の低減が可能な大規模沖合養殖の促進を図っていく。

### Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

漁村の活性化を図るため、漁業実態に応じた漁港施設の再編整備を進めるとともに、拠点漁港等を核として、複数漁協間の広域合併や連携強化を進める。その際、<sup>うみぎょう</sup>海業などを行う漁協等と民間事業者間の連携により、漁業以外の産業の取り込みを推進するなど、漁村地域の所得向上に向けた具体的な取組を進めていく。

## 第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

漁獲量の減少については、様々な要因が考えられるものの、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、漁獲量の減少を防止・緩和できたと考えられるものが多く、改正漁業法などの水産関係法令及びロードマップに基づいた水産資源管理の着実な実施を進めていくことが重要である。

#### 1 資源調査・評価の充実

##### (1) MSY ベースの資源評価及び評価対象魚種の拡大

これまで、改正漁業法及びロードマップに基づき、19 魚種 35 系群について MSY（最大持続生産量）ベースの資源評価を実施してきており、今後も主要魚種については再生産関係その他の必要な情報の収集及び第三者レビュー等を通じて資源評価の高度化を図る。

改正漁業法では、全ての有用水産資源について資源評価を行うよう努めるものとするのが規定され、都道府県及び国立研究開発法人水産研究・教育機構とともに実施する資源評価の対象魚種を 200 種程度に拡大した。このため、調査船調査、市場調査、漁船活用型調査等に加え、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集・活用及び電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等の DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。

##### (2) 資源評価への理解の醸成

MSY など高度な資源評価について、外部機関とも連携して動画の作成などによるわかりやすい情報提供・説明を行うとともに、漁船活用型調査及び漁業データ収集に漁業関係者の協力を得て、漁業現場からの情報を取り入れ、資源評価への理解を促進する。

また、地域性が強い沿岸資源の資源評価について専門性を有する機関等の参加を促進する。さらに、資源調査から得られた科学

的知見及び資源評価結果については、地域の資源管理協定等の取組に活用できるよう速やかに公表・提供する。

## 2 新たな資源管理の着実な推進

### (1) 資源管理の全体像

新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であり、適切な管理が、収入の安定につながることを漁業者等が実感できるよう配慮しつつ、ロードマップに盛り込まれた行程を着実に実現していく。その際、ロードマップに従って数量管理の導入を進めるだけでなく、導入後の管理の実施・運用及び漁業の経営状況に関するきめ細かいフォローアップを行うとともに、数量管理のメリットを漁業者に実感してもらうため、資源回復や漁獲増大、所得向上等の成功事例の積み重ねと成果の共有を行う。

また、「令和12年度までに、平成22年当時と同程度（目標444万トン）まで漁獲量を回復させる」という目標に向け、資源評価結果に基づき、必要に応じて、漁獲シナリオ等の管理手法を修正するとともに、資源管理を実施していく上で新たに浮かび上がった課題の解決を図りつつ、資源の回復に取り組む。

### (2) TAC 魚種の拡大

改正漁業法においては、TAC（漁獲可能量）による管理が基本とされており、令和3年漁期から8魚種について、改正漁業法に基づくTAC管理が開始されている。引き続き、ロードマップ及びTAC魚種拡大に向けたスケジュールに従い、TAC魚種の拡大を推進し、令和5年度までに漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。

また、TAC等の数量管理の導入を円滑に進めるため、定置漁業の管理や混獲への対応を含め、対象となる水産資源の特徴や採捕の実態等を踏まえつつ、数量管理を適切に運用するための具体的



な方策を漁業者等の関係者に示す。特に、クロマグロの資源管理の着実な実施に向け、混獲回避・放流の支援等を行う。

さらに、TAC 管理の導入後、管理の運用面の改善や必要に応じて目標・漁獲シナリオの見直しを実施し、水産資源ごとに MSY の達成・維持を目指す。この見直しに当たっては、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）を開催し、漁業者等の関係者の意見を十分かつ丁寧に聴取する。

MSY を算出できない資源については、MSY ベースの資源評価が可能な資源と同時に漁獲されるなどの資源の特性や採捕の実態を考慮した上で資源評価レベルの高い水産資源を指標種とした複数魚種グループによる数量管理の導入も検討していく。

### （３）IQ 管理の導入

IQ(漁獲割当て)による管理については、ロードマップ及び TAC 魚種拡大に向けたスケジュールに従い、令和 5 年度までに、TAC 魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業(大臣許可漁業)に原則導入する。その際、IQ を有する者の漁獲は他の漁業者の漁獲状況により制限されず、IQ の範囲内で漁獲する時期や場所を選択できるということや、IQ が遵守される範囲であれば、漁法に関係なく資源に与える漁獲の影響が同等であることなどの IQ の基本的利点を踏まえ、沿岸漁業との調整が図られるなどの条件が整った漁業種類について、トン数制限など安全性の向上等に向けた漁船の大型化を阻害する規制を撤廃する。

### （４）資源管理協定

漁業者が、国及び都道府県が策定する「資源管理指針」に基づき、自ら取り組む休漁、漁獲量の上限設定、漁具の規制等の資源管理措置を記載した「資源管理計画」を作成する「資源管理指針・計画体制」が、漁獲量の約 9 割を占めるなど、全国的に展開され

ている。

国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的な取組の組合せによる資源管理推進の枠組みは今後も存続し、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行することになっており、令和5年度までに、現行の資源管理計画から、改正漁業法に基づく資源管理協定への移行を完了させる。

特に、沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより、実態に即した形で様々な自主的な管理が行われてきており、新たな枠組みにおいても引き続き重要な役割を担う。

また、沿岸漁業の振興には非 TAC 魚種を適切に管理することが重要であるため、資源評価結果のほか、報告された漁業関連データや都道府県の水産試験場などが行う資源調査を含め利用可能な最良の科学情報を用い、資源管理目標を設定し、その目標達成を目指すことにより、資源の維持・回復に効果的な取組の実践を推進する。

#### (5) 遊漁の資源管理

これまでも遊漁における資源管理は、漁業者が行う資源管理に歩調を合わせて実施するよう求められてきたが、水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないため、今後、資源管理の高度化に際しては、遊漁についても漁業と一貫性のある管理を目指していく。

遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められ、令和3年6月から小型魚の採捕制限、大型魚の報告義務付けを試行的取組として開始したクロマグロについては、その運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的な TAC による数量管理に段階的に移行する。

また、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高ま

っていくことが予見されることから、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努め、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境を整備する。

## (6) 栽培漁業

栽培漁業は、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」(栽培漁業基本方針)に基づき実施されることとされており、また、水産改革において、資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化することとされており、対象となる水産資源の資源評価を踏まえて、その効果を検証するものとしている。

放流した地先で漁獲されるアワビ等の地先種は、種苗放流により資源を造成し、それらを漁獲する漁業者の受益者負担を伴う栽培漁業が実現できており、沿岸漁業者の経営安定に寄与している。近年は、海洋環境の変化及び藻場の減少等の影響による漁獲量の減少や種苗生産施設の老朽化が進んでいるため、環境要因に適応した受益者負担を伴う種苗放流の継続を図り、資源回復や施設維持、受益者負担等に関して将来の見通しが立ち安定的な運営ができる施設については、整備を推進する。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲される広域種については、資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源の維持が可能な魚種も出てきており、こうした魚種については、種苗放流による資源造成から適切な漁獲管理措置への移行を推進する。また、このような魚種の種苗を生産する既存施設においては、新規栽培漁業対象種の種苗生産の取組への転換を推進する。

なお、資源回復の途上の広域種であって適切な資源管理措置と併せて種苗放流を実施している魚種については、資源造成効果の高い対象種について、放流効果の高い手法や適地での放流を実施するとともに、公平な費用負担の仕組みを検討し、種苗生産施設

においては、複数県での共同利用や、状況によっては、養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を推進する。

### **3 漁業取締・密漁監視体制の強化等**

実効性ある資源管理のためには、外国漁船等による違法操業に対する取締り、沿岸域での密漁監視の体制強化や周辺国との協議・協力を図っていくことが重要である。

#### **(1) 漁業取締体制の強化**

現有勢力の取締能力を最大限向上させるため、代船建造を計画的に推進するとともに、VMS（衛星船位測定送信機）の活用、訓練等による人員面での取締実践能力の向上、専属通訳の確保、監視オブザーバー等の養成・確保、用船の乗船監督官3名体制の構築、有効な装備品の導入等を推進する。また、漁業取締船が係留できる岸壁の整備を進める。

#### **(2) 外国漁船等による違法操業への対応**

日本海の大和堆周辺水域は、我が国排他的経済水域内にあり、いか釣り漁業、かにかご漁業、底びき網漁業の好漁場である。近年、この漁場を狙って、違法操業を目的に我が国排他的経済水域に進入する外国漁船等が跡を絶たず、我が国漁船の安全操業の妨げにもなっていることから重大な問題となっている。このような状況を踏まえ、特に大和堆周辺水域においては、違法操業を行う外国漁船等を我が国排他的経済水域から退去させるなどにより我が国漁船の安全操業を確保するとともに、これら外国漁船等による違法操業について関係国等に対し、繰り返し抗議するなど、関係府省が連携し、厳しい対応を図っていく。

#### **(3) 密漁監視体制の強化**

近年、漁業関係法令違反の検挙件数のうち、漁業者による違反

操業が減少している一方で、漁業者以外による密漁が増加し、特に組織的な密漁が悪質化・巧妙化しているため、改正漁業法による罰則強化等の措置を踏まえ、以下の取組を推進していく。

- ① 密漁を抑止するため、漁業者や一般人に向けた普及啓発、現場における密漁防止看板の設置、監視カメラの導入等。
- ② 都道府県、警察、海上保安庁、水産庁を含めた関係機関との緊密な連携の強化や合同取締り。
- ③ 特定水産動植物について、財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きく、その採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれ大きいものとしてあわび、なまこ、うなぎの稚魚以外に指定が必要な水産動植物の指定。

#### (4) 国際連携

サンマ、サバ、スルメイカ等我が国排他的経済水域内に主たる分布域と漁場が存在し、かつ、我が国がTACにより厳しく管理している資源が我が国排他的経済水域のすぐ外側や暫定措置水域等で無秩序に漁獲され、結果的に我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間や関係する地域漁業管理機関（以下「RFMO」という。）における協議や協力を積極的に推進していく。特に、我が国周辺資源の適切な管理の取組を損なうIUU（違法・無報告・無規制）漁業対策については、周辺国等との協議のほか、違法漁業防止寄港国措置協定（以下「PSM協定」という。）等のマルチの枠組みを活用した取組を推進する。

## 4 海洋環境の変化への適応

レジームシフト等の海洋環境変化に加え、地球温暖化をはじめとした地球規模の環境変化は今後も継続し、分布・回遊の変化など、中長期的に水産資源に多大な影響を及ぼす可能性が高く、こうした

変化も踏まえて適応をしていく必要がある。

### (1) 気候変動の影響と資源管理

気候変動の影響も検証しつつ、新たな資源管理システムによる科学的な資源評価に基づく数量管理の取組を着実に推進する。

このため、MSY に基づく新たな資源評価を着実に進めるとともに、不漁など海洋環境の変化が資源変動に及ぼす影響に関する調査研究を進め、今後、これらに適応した的確な TAC 等の資源管理とこれを前提とした漁業構造の構築を図る。

また、産官学の連携により、人工衛星による気象や海洋の状況の把握、ICT を活用したスマート水産業による海洋環境や漁獲情報の収集など、迅速かつ正確な情報収集とこれに基づく気候変動の的確な把握、これらを漁業現場に情報提供する体制の構築を図る。このほか、国内外の気象・海洋研究機関との幅広い知見の共有や共同研究も含めた調査研究のプラットフォームの検討、気候変動に伴う分布・回遊の変化等の資源変動などへの順応に向けた漁船漁業の構造改革を進める。

### (2) 新たな操業形態への転換

#### ア) 複合的な漁業等操業形態の転換

近年の海洋環境の変化等に対する順応性を高める観点から、資源変動に適応できる漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくことが必要である。このため、大臣許可漁業の IQ 化の進捗を踏まえ、漁業調整に配慮しながら、漁獲対象種・漁法の複数化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業などによる事業の多角化等の複合的な漁業への転換など操業形態の見直しを段階的に推進する。

また、海洋環境の変化の一因である地球温暖化の進行を抑えていくためには、漁業分野においても二酸化炭素排出量削減を推進していく必要があり、衛星利用の漁場探索による効率化、グループ

操業の取組、省エネ機器の導入などによる燃油使用量の削減を図る。

### イ) 次世代型漁船への転換推進

複合的な漁業や燃油使用量の削減など、新たな漁業の将来像に合致し、地球環境問題等の中長期的な課題に適応した次世代型の漁船を造ろうとする漁業者による「漁業構造改革総合対策事業」（以下「もうかる漁業事業」という。）の活用等、多目的漁船や省エネ型漁船の導入を推進する。

これに加え、蓄電池とエンジン等のハイブリッド型の動力構成に関する研究、二酸化炭素排出量の少ないエネルギーの活用など、段階に応じた様々な技術実装を推進する。また、漁船の脱炭素化に適応する観点から、必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭においた水素燃料電池化、国際商船や作業船など漁業以外の船舶の技術の転用・活用も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を推進する。

## （3）サケに関するふ化放流と漁業構造の合理化等

### ア) ふ化放流の合理化

サケに関しては各地域におけるふ化放流資源に由来するという特殊性を有しているが、近年の海洋環境の変化により回帰率が低下し、漁獲量が減少傾向にある。このため、環境変化への適応や回帰率の良い取組事例の横展開、野生魚を活用したふ化放流技術開発など人工種苗の遺伝的な影響も含めた研究などを早急に進める。

さらに、活用可能な既存施設において養殖用種苗を生産してサーモン養殖と連携するなど、ふ化放流施設の有効活用や再編・統合も含めた効率化を図る。また、漁獲量及び漁獲金額が減少している現状を踏まえた持続的なふ化放流体制を検討する。このほか、ふ化放流事業に必要な人材の確保・育成を推進するとともに、北海道を

はじめとする各地域との連携を図り、漁業者、研究者、行政が現場の情報を共有し、ふ化放流について今後の方向性を検討していく。

#### イ) さけ定置漁業の合理化等

サケを目的とするさけ定置漁業においては、漁獲量が増加している魚種(ブリやサバ類など)の有効活用を進めるとともに、漁具・漁船等や労働力の共有などを通じた協業化、経営体の再編や合併などによる共同経営化、操業の効率化・集約化の観点からの定置漁場の移動や再配置、ICT等の最新技術の活用等による経費の削減など経営の合理化を推進する。さらに、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入を促進する。



## Ⅱ 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

水産業の成長産業化に向けて、漁業・養殖業の現場に合わせたスマート水産技術の開発・現場実装を図るほか、漁業人材を確保するため、水産教育の充実と若者に魅力ある就業環境等を整備するとともに、外国人材の受入環境の整備を図っていく。

また、資源変動等の変化に適応可能な経営体の育成や漁船の脱炭素化、マーケットイン型養殖業の推進、輸出拡大など、持続的な成長に向けた取組を図っていく。その際、既存の制度やシステムが実態に適合するよう見直していくことが必要である。

### 1 漁船漁業の構造改革等

#### (1) 沿岸漁業

##### ア) 沿岸漁業の持続性の確保

全国津々浦々の漁村では様々な沿岸漁業が営まれており、多獲性魚種のほか少量だが単価の高い魚種も含め、多種多様な魚種が水揚げされ、地域により主要漁業が異なるなど多様な生産構造を形成している。このような中、来遊してきた資源を活用する沿岸漁業において、近年顕在化した海洋環境の変化による影響は大きい。

こうした状況を踏まえ、今後も、日々操業する現役世代を中心とした漁業者の生産活動が持続的に行われるよう、操業の効率化・生産性の向上を促進しつつ、このような生産構造を地域ごとの漁業として活かし、持続性の確保を図る。その際、海洋環境の変化を踏まえ、未利用魚の活用も含め、漁獲量が増加している魚種の有効活用を進めるとともに、地域振興として新たに養殖業を始める地域における必要な機器等の導入を促進する。また、沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、生産と消費の場が近いなどの地域の特徴を踏まえ、消費者に届ける加工・流通のバリューチェーンの強化による高付加価値化を図る。加えて、漁業者が減少する中で、養殖をはじめとする漁場の有効活用を推進する。

さらに、様々な業種とのマッチングを促進し、意欲ある漁業者が

中心となって地域漁業の活性化に取り組める環境を整える。

#### イ) 漁村地域の存続に向けた浜プランの見直し

各地域で多様な漁法で多様な魚種を漁獲している沿岸漁業は、我が国の豊かな魚食文化を支える重要な漁業であるとともに、漁村地域における社会・経済上の重要な産業であるが、近年、漁業就業者の減少・高齢化が進行し、水揚量も減少傾向にある。したがって、次世代への漁ろう技術の継承、漁業を生業として日々操業する現役世代を中心とした効率的な操業・経営、漁業種類の転換や新たな養殖業の導入などによる漁業所得の向上にあわせ、<sup>うみぎょう</sup>海業の推進や農業・加工業など他分野との連携等漁業以外での所得を確保することが、地域の漁業と漁村地域の存続には必要である。

このため、これまで浜ごとの漁業所得の向上を目標としてきた「浜の活力再生プラン」（以下「浜プラン」という。）において、今後は、<sup>うみぎょう</sup>海業や渚泊等の漁業外所得確保の取組の促進や、関係府省や地方公共団体の施策も活用した漁村外からのU I ターンの確保、次世代への漁ろう技術の継承や漁業以外も含めた活躍の場の提供等による地域の将来を支える人材の定着と漁村の活性化についても推進していけるよう見直しを図る。また、漁業や流通・加工などの各分野において、女性も等しく活躍できる環境を各地域で整える取組を推進する。

#### ウ) 遊漁の活用

遊漁が秩序を持って、かつ、持続的に発展することは漁村地域の振興・存続にとって有益であり、漁業と一貫性のある資源管理を目指す中で、漁場利用調整に支障のない範囲で水産関連産業の一つとして遊漁を位置付ける。特に、遊漁船業は漁業者にとって地元で収入が得られる有望な兼業業種の一つであり、登録制度を通じた業の管理を適切に行うとともに、地域の実情に応じた秩序ある業の振興

を図り、漁村の活性化に活用する。また、陸上からの釣りやプレジャーボート等の遊漁については、関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進める。

## エ) 海面利用制度の適切な運用

改正漁業法における海面利用制度が適切に運用されるよう制定された「海面利用ガイドライン」を踏まえ、各都道府県で漁場が有効利用され、漁場の生産力が最大限に活用されるよう以下について取り組む。

### ① 都道府県等への助言・指導

漁業・養殖業における新規参入や規模拡大を進めるため、改正漁業法における新たな漁業権を免許する際の手順・スケジュールの十分な周知・理解を図るとともに、漁場の活用に関する調査を行い、漁業権の一斉切替えに向け都道府県に対して必要な助言・指導を行う。

また、国に設置した漁業権に関する相談窓口を通じて、現場からの疑問等に対応する。

### ② 漁場の有効利用

漁業権等の「見える化」のため、漁場マップの充実を図り、漁場の利用に関する情報の公開を進めるほか、改正漁業法に基づき提出される資源管理状況や漁獲情報報告を活用した課題の分析を行い、漁場の有効活用に向けて必要な取組を促進する。

## (2) 沖合漁業

沖合漁業では、沿岸漁業よりも漁法や漁獲対象種が特化しており、これまで目的とする魚種を効率的に漁獲できる操業体制へと進化してきた。

一方、近年の海洋環境の変化等に対する順応性を高める観点から、資源変動に適應できる漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っ

ていくことが必要である。このため、漁業調整に配慮しながら、漁獲対象種・漁法の複数化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、兼業などによる事業の多角化などの複合的な漁業への転換を段階的に推進する。

この際、TAC/IQ 対象魚種の拡大が複合的な漁業において効果的に活用されるよう、制度運用を行う。加えて、許可制度についても、魚種や漁法に係る制限が歴史的な経緯で区分されていることを踏まえつつ、TAC/IQ 制度の導入、近年の海洋環境の変化への適応や複合的な漁業の導入も見据え、変化に弾力的に対応できる生産構造が構築されるよう制度運用を行う。

また、労働人口の減少により、従来どおりの乗組員の確保が困難である状況において、水産物の安定供給や加工・流通等の維持・発展の観点から、沖合漁業の生産活動の継続が重要であり、機械化による省人化や ICT を活用した漁場予測システム導入などの生産性向上に資する取組を推進していく。

さらに、経営安定にも資する IQ 導入の推進と割当量の有効活用、透明性確保等の的確な運用を確保する。あわせて、IQ が遵守される範囲であれば漁法等に関係なく資源に与える漁獲の影響が同等であることを踏まえて、関係漁業者との調整を行い、船型や漁法等の見直しを図る。

このほか、IQ の導入に併せて、加工流通業者との連携強化による付加価値向上、輸出も視野に入れた販売先の多様化等、限られた漁獲物を最大限活用する取組を推進するとともに、新たな資源管理を着実に実行し資源の回復による生産量の増大を図っていくことに併せて、陸側のニーズに沿った水揚げ、未利用魚の活用等の取組を推進し、水産バリューチェーン全体の収益性向上を図る。

### (3) 遠洋漁業

#### ア) 遠洋漁業の構造改革

我が国の遠洋漁業は、近年、主要漁獲物であるまぐろ類の市場の縮小や養殖・蓄養品の増加等による価格の低迷、船員の高齢化となり手不足、高船齢化、操業を取り巻く国際規制や監視の強化、入漁コストの増大等、その経営を取り巻く状況は厳しいものとなっており、現行の操業形態・ビジネスモデルのままでは、立ち行かなくなる経営体が多数出る可能性も懸念される。

こうした状況を踏まえ、業界関係者と危機意識を共有しつつ、将来にわたって収益や乗組員の安定確保ができ、様々な国際規制等にも対応していくことができる経営体の育成・確立が求められる。このような経営体への体質強化を目指し、従来の操業モデルの変革を含め、操業の効率化・省力化、それを実現するための代船建造や海外市場を含めた販路の多様性の確保、さらに必要な場合は集約化も含め様々な改善方策を検討・展開していく。また、入漁先国のニーズやリスクを踏まえ、安定的な入漁を確保するための取組を推進する。

#### イ) 国際交渉等

漁業交渉については、カツオ・マグロ等公海域や外国水域に分布する国際資源について、RFMO や二国間協議において、科学的根拠に基づく適切な資源評価と、それを反映した適切な資源管理措置や操業条件等の実現を図りつつ、我が国漁船の持続的な操業を確保するとともに、太平洋島しょ国をはじめとする入漁先国のニーズを踏まえた海外漁業協力の効果的な活用などにより海外漁場での安定的な操業の確保を推進する。

また、サンマ、サバ、スルメイカ等我が国排他的経済水域内に主たる分布域と漁場が存在し、かつ、我が国がTACにより厳しく管理している資源が我が国排他的経済水域のすぐ外側や暫定措置水域

等が無秩序に漁獲され、結果的に我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間や関係する RFMO における協議や協力を積極的に推進していく。特に、我が国周辺資源の適切な管理の取組を損なう IUU 漁業対策については、周辺国等との協議のほか、PSM 協定等のマルチの枠組みを活用した取組を推進する。

さらに、気候変動の影響への適応については従来の RFMO による取組に加え、国内外の研究機関が連携して地球規模の気候変動の水産資源への影響を解明するなど、国際的な連携により資源管理を推進する。

加えて、国は、水産資源の保存及び管理、水産動植物の生育環境の保全及び改善等の必要な措置を講ずるに当たり、海洋環境の保全並びに海洋資源の将来にわたる持続的な開発及び利用を可能とすることに配慮しつつ、海洋資源の積極的な開発及び利用を目指す。

## ウ) 捕鯨政策

国際的な水産資源の持続的利用の推進において象徴的意義を有する鯨類に関して、我が国の立場に対する理解の拡大を引き続き推進する必要がある。また、大型鯨類及び小型鯨類を対象とする捕鯨業は、科学的根拠に基づいて海洋生物資源を持続的に利用するとの我が国の基本姿勢の下、国際法規に従って、持続的に行う。

このため、「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」にのっとり、科学的根拠に基づき、鯨類の国際的な資源管理とその持続的利用を推進するため、鯨類科学調査を継続的に実施し、精度の高いデータや科学的知見を蓄積・拡大するとともに、それらを IWC（国際捕鯨委員会、オブザーバー参加）などの国際機関に着実に提供しながら、我が国の立場や捕鯨政策の理解と支持の拡大を図る。

また、鯨類をはじめとする水産資源の持続的利用の推進のため、我が国と立場を共有する国々との連携を強化しつつ、国際社会へ

の適切な主張・発信を行うとともに必要な海外漁業協力を行うことにより、我が国の立場の理解と支持の拡大を推進する。

さらに、捕鯨業の安定的な実施と経営面での自立を図るため、科学的根拠に基づく適切な捕獲枠を設定するとともに、操業形態の見直し等によるコスト削減の取組や、販路開拓・高付加価値化等による売上げ拡大等の取組を推進する。

## 2 養殖業の成長産業化

養殖業については、令和2年7月に策定した養殖戦略等に基づき、戦略的養殖品目の増産、海外への輸出拡大など規模の大小を問わない成長産業化への歩みを着実に進めていくことが重要である。

### (1) 需要の拡大

日本の国内需要は人口減少・高齢化社会の中で長期的には減少していくと見込まれることから、国内需要に依存するのみならず、社会情勢の変化に対応した水産物の需要拡大等が必要であり、定時・定質・定量・定価格で生産物を提供できる養殖業の特性を最大化し、国内外の市場維持及び需要の拡大を図る。また、MEL (Marine Eco-Label Japan) の普及や輸出先国が求める認証等 (ASC (Aquaculture Stewardship Council)、BAP (Best Aquaculture Practices) 等の水産エコラベル認証、ハラール認証等) の取得を促進する。

### ア) 国内向けの取組

輸入品が国内のシェアを大きく占めるもの(サーモン)については、国産品の生産を拡大する。また、マーケットイン型養殖に資する高付加価値化の取組、養殖水産物の商品特性を活かせる市場への販売促進、所得向上に寄与する販路の開拓や流通の見直し、観光等を通じた高い品質をPRしたインバウンド消費等を推進する。加えて、DtoC(ネット直販、ライブコマース等)による販路拡大や量販店における加工品等の新たな需要の掘り起こしの取組を推進する。

## イ) 海外向けの取組

輸出重点品目（ぶり、たい、ホタテ貝、真珠）や戦略的養殖品目（ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種（ハタ類等）、ホタテガイ、真珠）を中心に、カキ等の今後の輸出拡大が期待される水産物を含め、高鮮度な日本の養殖生産物の強みを活かしたマーケティングに必要な商流構築・プロモーションの実施や輸出産地・事業者の育成（日本ブランドの確立による市場の獲得等）を推進する。また、輸出戦略を踏まえ、各産地は機能的なバリューチェーンを構築して物流コストの削減に取り組むとともに、品目団体は独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）、日本食品海外プロモーションセンター（以下「JFOODO」という。）と連携し、新たな需要を創出する。さらに、輸出先国との輸入規制の緩和・撤廃に向けた協議や、輸出先国へのインポートトレランス申請（輸入食品に課せられる薬剤残留基準値の設定に必要な申請）に必要な申請）に必要となる試験・分析の取組等を推進する。

特に真珠については、真珠の振興に関する法律（平成 28 年法律第 74 号）を踏まえ、幅広い関係業界や研究機関による連携の下で、宝飾品のニーズを踏まえた養殖生産、養殖関係技術者の養成、研究開発の推進、輸出の促進等の施策を推進する。

## （2）生産性の向上

### ア) 漁場改善計画

漁場改善計画における過去の養殖実績に基づいた適正養殖可能数量を見直し、柔軟な養殖生産が可能となるよう取組を進めていくとともに、マーケットイン型養殖へ転換を更に推進する。また、養殖業へ転換しようとする地域の漁業者の収益性向上等の取組への支援（もうかる漁業事業等）を行う。



## イ) 餌・種苗

魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きいため、価格の不安定な輸入魚粉に依存しない飼料効率が高く魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料（大豆、昆虫、水素細菌等）の開発等を推進していく。

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進する。さらに、優良系統の保護を図るため、優良種苗などの不正利用の防止方策を検討し、ガイドラインの作成等を行う。

## ウ) 安全・安心な養殖生産物の安定供給及び疾病対策の推進

養殖業の生産性向上及び安定供給のため、養殖場における衛生管理の徹底、種苗の検査による疾病の侵入防止、ワクチン接種による疾病の予防等、複数の防疫措置の組合せにより、疾病の発生予防に重点を置いた総合的な対策を推進する。また、養殖業の成長産業化に資する水産用医薬品について研究・開発と承認申請を促進する。

さらに、普及・啓発活動の実施等により、水産用医薬品の適正使用及び抗菌剤に頼らない養殖生産体制を推進するとともに、貝毒の発生状況を注視し、二枚貝等の安全な流通の促進を図る。

## エ) ICT等の活用

養殖業においても人手不足の問題が生じてきており、省人化・省力化に向けて、AIによる最適な自動給餌システムや餌の配合割合の算出、餌代や人件費等の経費を可視化する経営管理等、スマート技術を活用した養殖管理システムの高度化を推進する。また、産官学の有識者からなるプラットフォームを構築し、技術開発及び供

給体制の整備の加速化（意欲と能力のある事業者をつなぎ、民間事業者の有するノウハウ、技術等のマッチングにより研究・技術開発を促進）をする。

### （３）経営体の強化

#### ア）事業性評価

持続的な養殖経営の確保に向け、養殖業の経営実態の評価を容易にし、漁協系統・地方金融機関等の関係者からの期待にも応える「養殖業の事業性評価ガイドライン」を通じた養殖経営の「見える化」や経営改善・生産体制改革の実証を支援する。

#### イ）マーケットイン型養殖業への転換

生産・加工・流通・販売等に至る規模の大小を問わない養殖のバリューチェーンの各機能との連携の仕方を明確にして、マーケットイン型の養殖経営への転換を図る。

### （４）沖合養殖の拡大

漁場環境への負荷や赤潮被害の軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域を創出するなど沖合域を含む養殖適地を確保する。また、台風等による波浪の影響を受けにくい浮沈式いけす等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進する。

### （５）陸上養殖

陸上養殖については、実態把握調査を実施するとともに、都道府県を通じたフォローアップ調査を定期的実施し、調査結果について公表して実態の「見える化」を促進する。これに加え、陸上養殖を内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）に基づく届出養殖業に位置付ける。

### 3 経営安定対策

近年、漁船漁業及び養殖業の経営を取り巻く環境は、新たな資源管理システムの導入や海洋環境の変化、養殖戦略に基づく養殖生産の拡大、燃油価格の変動、新型コロナウイルス感染症の発生、地球温暖化の影響等により大きく変化しており、こうした環境下にある漁船漁業及び養殖業経営の安定を維持していくことが重要である。

#### (1) 漁業保険制度

漁船保険制度及び漁業共済制度は、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしており、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収支の改善を図りつつ、両制度の持続的かつ安定的な運営を確保する。

資源管理や漁場改善に取り組む漁業者の経営を支える漁業収入安定対策については、海洋環境の変化等に対応した操業形態の見直しや養殖戦略、輸出戦略等を踏まえた養殖業の生産性の向上など、資源管理や漁場改善を取り巻く状況の変化に対応しつつ、漁業者の経営安定を図るためのセーフティーネットとして効果的かつ効率的にその機能を発揮させる必要がある。

このため、改正漁業法附則の規定に基づく必要な法制上の措置について、新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、漁業共済制度の在り方を含めて検討を行う。

#### (2) 漁業経営セーフティーネット構築事業

燃油や養殖用配合飼料の価格高騰に対応するセーフティーネット対策については、原油価格や配合飼料価格の推移等を踏まえつつ、省エネの推進にも配慮しながら漁業者や養殖業者の経営の安定が図られるよう適切に運営する。

### **(3) 漁業経営に対する金融支援**

漁業関係制度資金や漁業信用保証保険制度は、資金の円滑な融通を通じて漁業者等の経営にとって重要な役割を果たしていることから、漁業経営を取り巻く環境の変化を踏まえ、漁業者のニーズに適切に対応するとともに、引き続き、これらによる漁業者等の資金の借入れや信用保証に係る負担軽減を推進する。また、漁業経営の改善に取り組む漁業者に対しては、必要な資金が円滑に融通されるよう、積極的な支援（利子助成、保証料助成等）を実施する。さらに、漁業経営における資金調達手法の多様化を図る。

## **4 輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備**

### **(1) 輸出拡大**

国内水産物市場の縮小が見込まれる中、世界の水産物貿易量は拡大を続けており、今後水産業を持続的に発展させていくためには、輸出の拡大を図る必要がある。また、我が国の水産物輸出は、特定の輸出先や用途に依存していることによるリスクを抱えていることから、既存の輸出先や取引相手に加え、新たな輸出先や取引相手の開拓が必要である。

そのため、輸出戦略に基づき、2030年までに水産物の輸出額を1.2兆円に拡大することを目指し、マーケットインの発想に基づく以下の取組を展開する。

- ① 大規模沖合養殖の本格的な導入を推進する。
- ② 生産者、加工業者、輸出業者が一体となった輸出拡大の取組を促進する。特に、主要な輸出先国・地域において、在外公館、JETRO 海外事務所、JFOOD0 海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを形成し、共同での市場調査や展示会の開催、現地やオンライン商談会、現地消費者向けプロモーション等の取組を支援する。
- ③ 輸出に取り組む事業者が、輸出先のニーズに対応した商品を

開発し、生産を拡大していくために必要な設備投資を促進し、現地小売業者等とのマッチングなどこれらの者へ売り込む機会創出を支援する。

- ④ 新たな輸出先・取引相手の開拓を促進するとともに、事業者や業界団体では対応が困難な、新たな輸出先の規則等への対応は、国が中心となって計画的に撤廃協議等を実施する。

## (2) 水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備

水産業の成長産業化に向け、産地における価格形成能力の向上や生産・流通コストの削減等を図るため、拠点漁港等の生産・流通機能の強化が必要である。

このため、水産物の生産又は流通に一体性を有する圏域において、漁協の経済事業の強化の取組とも連携し、産地市場等の漁港機能の再編・集約を推進するとともに、拠点漁港等における高度衛生管理型荷さばき所、冷凍冷蔵施設などの整備や漁船の大型化に対応した施設整備を推進する。加えて、水産物の輸出拡大を図るため、HACCP（危害要因分析・重要管理点）対応の市場及び加工場の整備、認定取得の支援等、ハード・ソフト両面からの対策を推進する。

また、マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な供給体制を構築するため、養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を「養殖生産拠点地域」として圏域計画※に新たに位置付け、養殖適地拡大のための静穏水域の確保、漁港周辺水域の活用、種苗生産施設から加工・流通施設等に至る一体的な整備を推進する。加えて、漁港の利用状況等に応じた用地の再編・整序による利用適正化や有効活用により、漁港での陸上養殖の展開を図る。

※ 水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である圏域において、その漁港機能の役割分担等を踏まえた水産基盤整備の

## 方向性を定める計画

### 5 内水面漁業・養殖業

内水面漁業・養殖業は、アユ、ワカサギ、ウナギ、コイ等の食用水産物や錦鯉等の観賞魚を供給するほか、その漁場である河川・湖沼は、釣りや自然体験活動といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮しており、内水面漁業・養殖業を農林業や観光業と密接に関連させながら地域産業を形成している中山間地域も数多く存在するなど、地域としての持続性を確保する上で重要な役割を担っている。一方で、内水面漁協の正組合員数や内水面養殖業の従事者数は減少傾向であり、漁場環境の悪化も進んでいることから、漁業生産の持続性の確保及び良好な漁場環境の保全を図っていくことが重要である。

#### (1) 内水面漁業

##### ア) 漁業生産の振興

湖沼等で行われている漁業生産については、関係都道府県において、浜プラン等を活用した振興が進むよう、ICTを活用した資源の把握・活用、地域水産物の付加価値向上、所得向上に寄与する販路の開拓や流通の見直し等の取組を推進する。また、漁業被害を与える外来魚の低密度管理等に資する技術の開発・実装・普及を推進していく。

##### イ) 漁場環境の保全

漁業生産のほか、釣り等の自然に親しむ機会を国民に提供する場として重要な役割を果たす河川等の漁場を良好に保全し、持続的に管理していくため、電子遊漁券の導入等により漁場管理の主体となっている内水面漁協の運営基盤を強化することに加え、より効果的で持続性が高い管理体制・手法の検討・実践を進める。さらに、カワウ等有害動物による食害や災害の頻発・大規模化等により、河川

漁場の環境が悪化していることを踏まえ、関係部局と連携した河川環境の改善、カワウ等有害動物の管理の促進を図る。

## (2) 内水面養殖業

### ア) 海面で養殖されるサケ・マス類の種苗生産

海面で養殖されるサケ・マス類の種苗を安定的に供給するため、ふ化放流施設等の民間の施設を活用した生産体制の構築を推進する。

### イ) うなぎ養殖業

内水面養殖業の生産量・生産額の大部分を占めるうなぎ養殖業については、シラスウナギの漁獲・流通・池入れから、ウナギの養殖・出荷・販売に至る各事業者が、利用可能な情報を活用し、順応的にウナギ資源の管理・適正利用をすることが持続的な養殖業につながるとの認識の下、以下の対策を講じていく。

- ① シラスウナギ漁獲の知事許可制の新たな導入による漁業管理体制の強化、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。）に基づくシラスウナギの流通の透明化、シラスウナギの池入れ数量制限の着実な実施及び数量管理システムの導入による継ぎ目のない資源管理体制の構築
- ② 河川・湖沼における天然遡上ウナギの生息環境改善、内水面漁業とうなぎ養殖業の連携による内水面放流用種苗の確保・育成技術開発及び下りウナギ保護によるウナギ資源の豊度を高める取組の推進
- ③ 国が開発した人工シラスウナギの大量生産システムの現場実証・実装による天然資源に依存しない養殖業の推進

## ウ) 錦鯉養殖業

我が国の文化の象徴として海外でも人気が高く、輸出が継続的に増加している錦鯉については、業界団体等が実施する海外でのセミナーやプロモーション等、更なる輸出拡大に向けた取組を促進する。

また、輸出のために、各養殖場での清浄性を担保する疾病管理体制の構築を図るとともに、外国産錦鯉との差別化に資する規格の策定や認証の取得等に向けた業界団体の取組を支援する。

## 6 人材育成

次世代を担う若い漁業者、日々操業する現役世代とその家族が将来にわたって安定的な生活を確保できるよう十分な所得を得るとともに、年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を目指していくためには、水産資源の適切な管理に加えて、水産業の成長産業化を支える人材育成が重要であり、以下の取組を進めていく。

### (1) 新規漁業者の確保・育成

我が国全体として若年層を中心に労働力人口が減少していく中、一定の新規就業者を確保していくには、就業環境も含め、より一層の取組の推進が必要となる。

このため、就業フェアや水産高校での漁業ガイダンス、インターンシップ等の取組を通じ、若者に漁業就業の魅力を伝え、就業に結び付ける取組の継続・強化を図る。

また、新規就業者と受入先とのマッチングの改善や、地域単位での就業・定着へのサポート強化等により、地域への定着を促進する。

さらに、漁業に必要な免許・資格の取得に加えて、経営スキルやICTの習得・学び直し等を支援し、次世代を担う人材一人一人を、水産改革後の新しい漁業の時代に活躍できるよう育成していくことで、他産業並に年齢バランスの取れた活力ある漁業就業構造への転換を図る。



## (2) 水産教育

水産業の将来を担う人材を育成する水産に関する課程を備えた高校・大学や国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「水産大学校」という。）は、水産業における人材面の持続性を確保していく上で引き続き重要な役割を担っている。

このため、水産大学校においては、水産業を担う人材育成のための水産に関する学理・技術の教授及びこれらに関連する研究を推進し、水産業が抱える課題を踏まえ、水産業の現場での実習等実学を重視した教育を引き続き実施するとともに、大規模災害や広域感染症流行時においても柔軟な受講を可能とするオンライン授業等を行うことにより、水産関連分野への高い就職割合の確保に努める。

水産高校においては、文部科学省と連携し、マイスター・ハイスクール事業の活用、水産高校と産業界が一体となった教育課程の開発や海技士養成等により、漁業のみならず地域社会で求められる最先端の職業人材の育成を推進する。

また、「スマート水産業等の展開に向けたロードマップ」等に基づき、水産大学校及び水産高校における水産新技術の普及を推進する。

## (3) 海技士等の人材の確保・育成

近年、漁船漁業の乗組員不足が深刻化しており、とりわけ海技資格を有する漁船乗組員は、高齢に偏った年齢構成となっている。

年齢バランスの取れた漁業就業構造の確立を図るためには、次世代を担う若手の海技士をはじめとする漁船乗組員の計画的な確保・育成が重要である。

これを実現させるためには、水産高校や業界団体、関係府省等の関係者の連携を図り、水産高校生等に漁業の魅力を伝え、就業を働きかける取組の推進のほか、海技試験の受験に必要となる乗

船履歴を早期に取得できる仕組みの拡大・実践、登録船舶職員養成施設の積極的な活用・対象者の拡大などの海技士の計画的な確保・育成の取組の支援、寄港回数の増加等の就業条件の改善や国際水準と比較して遜色のない待遇の確保の促進等の総合的な対策を実施する。

あわせて、Wi-Fi 環境の確保や居住環境の改善など若者にとって魅力ある就業環境の整備、漁業以外の船舶の技術の転用・活用可能性も踏まえ、漁船乗組員の労働負担の軽減や効率化も推進していく。

#### **(4) 外国人材の受入れ・確保**

深刻な労働力不足にある水産業の現場においては、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお不足する労働力について、特定技能制度により、外国人材を受け入れることが可能になっている。この制度を活用し、円滑な受入れを進めるためには、我が国の若者と同様に、外国人材にとっても日本の漁業を魅力あるものとしていくことが重要であることから、生活支援や相談対応の充実等、外国人材にとって満足度の高い受入環境の整備を進める。

また、外国人材を安定的かつ長期的に確保するために、外国人材が日本人と同様に、漁村において幅広く水産関連業務に従事し技能を高めることや、漁業活動に必要な資格を取得し漁業現場で活かすなど、将来を見据えて、キャリアアップしながら就労できる環境の在り方について、関係団体、関係府省とともに検討を進める。

## 7 安全対策

### (1) 安全確保に向けた取組

#### ア) 安全推進員・安全責任者の養成

漁業における労働災害発生率は、一般船舶の約2倍、陸上における全産業平均の約6倍と高くなっている。安全確保の取組は、漁業者の命を守ることに加え、魅力的な就業環境の実現を図り、人材を確保していく上でも重要である。

このため、漁船の労働環境改善や安全対策を行う安全推進員及びその取組を指導する安全責任者を養成するとともに、両者が講じた優良な対策事例の情報共有等を行うことで、両者の必要性の認識を広げ、養成人数の増加を促進し、安全確保に向けた新技術の周知等を行うことができる体制の構築を図る。

また、関係機関等と連携し、漁業に特有の事故情報の収集・分析や対策の検討・実施に加え、これらの取組の効果の検証等を行い、関係者全体でPDCAサイクルを回すことにより、漁業労働災害防止を推進する。

#### イ) ライフジャケットの普及促進

漁業者の命を守るライフジャケットについては、平成30年2月からその着用が義務化され、令和4年2月から罰則が適用されていることを踏まえ、より一層効果的な周知徹底を行うとともに、各種補助事業において安全確保の取組に関する要件を設定するクロスコンプライアンスの導入・拡大を推進する。

### (2) 安全確保に向けた技術導入

漁業では、見張りの不足や操船ミスなどの人為的要因による衝突事故等が数多く発生している。漁業者は、天候や海況によって労働環境が大きく左右される海上での漁ろう作業を行うとともに、航海業務等も行う必要があり、疲労による安全確保への影響

も懸念される。

このため、安全意識啓発等の取組に加え、人為的過誤等を防止・回避するための新技術の開発・実装・普及を促進する。

### Ⅲ 地域を支える漁村の活性化の推進

人口減少と少子高齢化による地方の活力低下が懸念される中、地方創生の観点からも、漁村の活性化が重要である。一方で、海洋環境の変化等も含め、漁村をめぐる状況は変わりつつあり、地域ごとの特色を活かした新たな取組についても進めていくことが重要である。

漁村地域における人口減少を抑制していくため、漁業者の所得向上と労働環境の改善を目標とし、水産業の生産性向上や付加価値向上を図るほか、漁業以外の産業の取込みによる漁村の活性化を推進する。その際、地域一体でのデジタル技術の活用や、<sup>うみぎょう</sup>海業など漁業以外の産業に従事する民間事業者や近隣の農山村、関係府省との連携などを進め、都市住民にとっても魅力のある漁村の創造を目指す。

#### 1 浜の再生・活性化

浜の再生・活性化については、引き続き漁業を中心とした水産業の持続的な発展を目指すことに加え、ポータルサイト等による漁村人口の増加につながるような情報の発信や、民間活力や地域外の人材等を活用した多様な取組の展開をしていく。

##### (1) 浜プラン・広域浜プラン

これまで浜ごとの漁業所得の向上を目標としてきた浜プランにおいて、今後は、<sup>うみぎょう</sup>海業や渚泊等の漁業外所得確保の取組の促進や、関係府省や地方公共団体の施策も活用した漁村外からのUIターンの確保、次世代への漁ろう技術の継承、漁業以外も含めた活躍の場の提供等による地域の将来を支える人材の定着と漁村の活性化についても推進すべく見直しを図る。また、「浜の活力再生広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）に基づき、複数の漁村地域が連携して行う浜の機能再編や担い手育成等の競争力を強化するための取組への支援を通じて、漁業者の所得向上や漁村の活性化を主導する漁協の事業・経営改善を図るとともに、<sup>うみぎょう</sup>拠点漁港等の流通機能の強化と併せて、関連する<sup>うみぎょう</sup>海業を含めた地域全体の付加価値の向上を図る。

## (2) 海業等の振興

漁村の人口減少や高齢化など地域の活力が低下する中で、地域の理解と協力の下、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を一層推進することで、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用した取組を根付かせて水産業と相互に補完し合う産業を育成し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。このため、地域の漁業実態に合わせ、漁港施設の再編・整理、漁港用地の整序により、漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備する。

## (3) 民間活力の導入

海業等の推進に当たり、民間事業者の資金や創意工夫を活かして新たな事業活動が発展・集積するよう、漁港において長期安定的な事業運営を可能とするため、漁港施設・用地及び水域の利活用に関する新たな仕組みの検討を進める。また、防災・防犯等の観点から必要となる環境を整備し、民間事業者の利用促進を図る。

また、漁業所得の向上を目指す浜プランに基づく取組と併せて、漁村の魅力を活かした交流・関係人口の増大に資する取組を推進するとともに、地域活性化を担う人材確保のため、地域おこし協力隊等の地域外の人材を受け入れる仕組みの利用促進を図る。

## (4) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁港・漁村においては、環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、漁港施設等への再生可能エネルギーの導入促進や省エネ対策の推進、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造等を推進する。

また、洋上風力発電については、漁業等の海域の先行利用者との協調が重要であることから、事業者等による漁業影響調査の実施や漁場の造成、洋上風力発電による電気の地域における活用等

を通じた地域漁業との協調的関係の構築を図る。

#### (5) 水産業等への女性参画等の推進

漁村の活性化のためには、女性が地域の担い手としてこれまで以上に活躍できるようにすべきである。このため、漁協経営への女性の参画について、漁協系統組織が女性役員の登用を推進する取組を促す。

また、企業等との連携や地域活動の推進を通じて女性が活動しやすい環境の整備を図るとともに、女性グループの起業的取組、経営能力の向上や加工品の開発・販売等の実践的な取組を推進する。

加えて、年齢、性別、国籍等によらず地域の水産業を支える多様な人材が活躍できるよう、漁港・漁村において、安全で働きやすい環境と快適な生活環境の整備を推進する。

さらに、関係部局や関係府省と連携し、水福連携の優良事例を収集し、横展開していく。

#### (6) 離島対策

我が国の漁業生産を支えている離島は、荒天時の避難先や燃油等の補給など漁業の前進基地としても重要な役割を有しているが、販売面・生産面では不利な状況に置かれ、高齢化についても全国に比べて進んでいることから、こうした離島の特徴・状況を踏まえながら、離島経済における基幹的産業たる漁業を通じた振興を図ることが重要である。

このため、引き続き離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組を支援するとともに、離島における新規漁業就業者の定着を図るため、漁船・漁具等のリースの取組を推進する。

また、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）

を踏まえ、特定有人国境離島地域の漁業集落の社会維持を図るため、特定有人国境離島地域において漁業・<sup>うみぎょう</sup>海業を新たに行う者、<sup>うみぎょう</sup>漁業・海業の事業拡大により雇用を創出する者の取組を推進する。

## 2 漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化

### (1) 漁業の振興や漁村の活性化に向けた漁協の連携強化等

漁業就業者の減少・高齢化、水揚量の減少など厳しい情勢の中、漁業者の所得向上を図るためには、漁協の経済事業の強化が必要であり、水産物の生産又は流通に一体性を有する圏域を中心に複数の漁村地域が広域浜プラン等に基づき連携して行う浜の機能再編として、複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編を進めることなど、漁業者の所得向上及び漁協の経営の健全性確保のための取組を推進する。

また、漁協が地方公共団体と連携して持続可能な漁業や漁村の活性化に貢献し、漁協経営の改善につながるよう漁港の活用を促進し、漁協が自ら又は民間企業との連携等により、<sup>うみぎょう</sup>海業の経営を円滑に行えるよう環境を整備する。

### (2) 経営の健全性の確保

経営不振漁協の収支改善に向けた漁協系統組織の取組を促進するとともに、信用事業実施漁協等の健全性を確保するため、公認会計士監査の円滑な導入及び監査品質の向上等に向けた取組を支援する。また、指導監督指針や各種ガイドライン等に基づく漁協のコンプライアンス確保に向けた自主的な取組を促進する。

### (3) 水産資源の適切な管理

漁業権の行使について、漁業権行使規則に基づく適切な運用や改正漁業法に基づく報告・手続を確実に実施し、資源管理や漁場の適切かつ有効な活用が図られるよう、漁業権管理者としての役



割を持続的に果たしていくための体制確保を図る。

#### **(4) 若者や女性の活躍**

高齢化等により組合員の減少が進む漁協の活性化を図るため、若者や女性によるオブザーバーや参与としての漁協経営への参画や、年齢及び性別に著しい偏りが生じない役員構成を促し、若者や女性の意見が経営に反映されやすく、能力を発揮しやすい漁協運営を推進する。

### **3 加工・流通・消費に関する施策の展開**

#### **(1) 加工**

水産加工業は、漁業とともに水産業の車の両輪の役割を担い、漁村経済を支える存在であるが、「原材料不足」「経営体力不足」「人手不足」の「3不足」が主要な課題となっており、これらの課題解決に向けて以下の施策を推進する。

#### **ア) 環境等の変化に適応可能な産業への転換**

特定魚種の不漁や漁獲される魚種の変化に適応するため、資源量が増えている又は資源状況の良い加工原料への転換や多様化を進めることなど、環境等の変化に適応可能な産業に向けた取組を促進する。

また、環境対策としては、環境負荷低減に資する加工機器や冷蔵・冷凍機器の導入等を通じた温室効果ガスの発生抑制及び省エネへの取組を推進する。

#### **イ) 国産加工原料の安定供給**

漁業経営の安定に資するため、水産物の価格の著しい変動を緩和し、水産加工業への加工原料を安定的に供給する等、水産物供給の平準化の取組を推進する。

## ウ) 中核的水産加工業者の育成

地域の意欲ある経営者を中核的加工業者として育成し、それぞれの知恵やノウハウを持ち寄り、1社では解決できない新製品開発や新規販路開拓等の経営改善に資する取組を促進することにより、各中核的加工業者の経営体力強化を図る。

また、後継者不足により廃業が見込まれる小規模な事業者の持つブランドや技術を中核的水産加工業者や次世代に継承する取組を促進する。

## エ) 生産性向上と外国人材の活用

外国人材に過度に依存しない生産体制を構築するため、先端技術を活用した省人化・省力化のための機械の導入により、生産性向上を図る。

また、機械では代替困難な業務を外国人材が担えるよう育成するとともに、外国人材の地域社会での円滑な受入れ及び共生を図るための受入環境整備の取組を行う。

## (2) 流通

### ア) 水産バリューチェーンの構築

沿岸漁業で漁獲される多種多様な魚については、消費地に近い地域では直接届け、消費地から遠い地域では一旦ストックして加工するなど、地域の特徴を踏まえ消費者に届ける加工・流通のバリューチェーンの強化を図る。

加工流通システムの中で健全なバリューチェーンの構築を図るため、マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通が連携した ICT 等の活用による低コスト化、高付加価値化等の生産性向上の取組を全国の主要産地等に展開する。

## イ) 産地市場の統合・重点化の推進

我が国水産業の競争力強化を図るため、市場機能の集約・効率化を推進し、水揚物を集約すること等により価格形成力の強化を図る。また、広域浜プランとの連携の下、水産物の流通拠点となる漁港や産地市場において高度な衛生管理や省力化に対応した荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進する。

また、水産物の流通については、従来の多段階流通に加え、消費者や需要者のニーズに直接応える形で水産物を提供するなど様々な取組が広がっている。このため、最も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くよう、ICT 等の他産業の新たな技術や最新の冷凍技術を活用し、多様な流通ルートの構築により取引の選択肢の拡大等を図る。

## ウ) 水産物等の健全な取引環境の整備

水産物が違法に採捕され、それらが流通することで水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれがあり、輸出入も含め違法に採捕された水産物の流通を防止する必要があるとともに、水産物の食品表示の適正化やビジネスと人権との関係など取引環境の整備を図っていく必要がある。

このため、IUU 漁業の撲滅に向けて IUU 漁業国際行動計画や PSM 協定等に基づく措置を適切に履行する。また、水産流通適正化法について、各魚種が指定基準の指標に該当するか、定期的な数値の検証を行う。さらに、指定基準の指標と対象魚種について、2年程度ごとに検証・見直しを実施する。あわせて、制度の実施状況を検証し、必要があれば改善を行う。

また、令和4年12月の水産流通適正化法の円滑な施行に向けて、国内外の幅広い関係者に対し丁寧な調整を行うとともに、水産流通適正化法の施行後も含め、説明会やポスター・リーフレット等を活用し、漁業者から消費者まで幅広く同制度の周知・普及を推進し、

違法漁獲物の国内流通からの排除に向けた意識の醸成を図る。

加えて、水産物の産地における食品表示の適正化に向けた取組を支援する。

さらに、近年、重要性がより一層増してきている人権問題に関するサプライチェーンの透明性について、サプライチェーンのビジネスと人権に関する透明性の確保を企業に促すための啓発等を行う。

### (3) 消費

少子高齢化や共働き世帯の増加等を背景とした消費者の簡便化志向の高まりや、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり消費の増加等、国民の生活様式に大きな変化が見られる中、消費者ニーズを的確に捉えた水産物の提供や若年層における魚食の習慣化を促進することが必要である。

#### ア) 国産水産物の消費拡大

天然魚、養殖魚を問わず国産水産物の活用を促進するための地産地消の取組及び低・未利用魚の有効活用の取組などに併せ、学校給食向け商品の開発や販路開拓、若年層・学校栄養士等に対する魚食普及活動等を推進する。

また、内食における簡便化志向、地域ブランドへの関心の高まり等の多様化する消費者ニーズに対応した水産物の提供を促進する。

さらに、水産物の消費機運を向上させるため、民間企業の創意工夫によって行われる消費拡大の取組等と連携し、「さかなの日（仮称）」の制定など官民が協働して一体的かつ効果的な情報発信を推進する。

#### イ) 水産エコラベルの活用の推進

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工事業者や小売事業者

の団体への働きかけを通じて、傘下の水産加工・流通業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進する。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、我が国水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアや SNS などの媒体等を通じ、国内消費者に対し取組への理解の促進を図る。

#### 4 水産業・漁村の多面的機能の発揮

自然環境の保全、国境監視、海難救助による国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供などの、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、改正漁業法の規定の趣旨も踏まえ、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的に取組を促進する。また、NPO・ボランティア・<sup>うみぎょう</sup>海業に関わる人といった、漁業者や漁村住民以外の多様な主体の参画や、災害時の地方公共団体・災害ボランティアとの連携の強化を推進するとともに、活動組織が存在しない地域において活動組織の立ち上げを図り、環境生態系保全の取組を進める。

特に国境監視の機能については、全国に存在する漁村と漁業者による海の監視ネットワークが形成されていることから、漁業者と国や地方公共団体の関係部局との協力体制の下で監視活動の取組を推進する。

#### 5 漁場環境の保全・生態系の維持

海洋生態系を維持しつつ、持続的な漁業を行うため、以下の施策を戦略的に推進することが重要である。

##### (1) 藻場・干潟等の保全・創造

藻場・干潟等は豊かな生態系を育む機能を有し、水産資源の増殖に大きな役割を果たしており、藻場は二酸化炭素の吸収源とし

て、カーボンニュートラルの実現の観点からも重要であることから、効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図る必要がある。

このため、広域的なモニタリング体制を構築し、海域全体を対象とした広域的な藻場・干潟の分布及び衰退要因を把握し、藻場・干潟ビジョンに基づき、海域ごとに有効な対策を図るとともに、漁業者等が行う藻場・干潟の保全などの水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する取組を推進する。

また、藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法の開発、干潟における砕石敷設等の新技術の開発・活用、サンゴ礁の保全・増殖に関する技術の開発・実証等を推進するほか、藻類・貝類の海洋環境や生態系への影響についても把握していく。

## (2) 栄養塩類管理

瀬戸内海等の閉鎖性水域において水質浄化が進む中で、ノリの色落ちの発生やイカナゴ、アサリ等の水産資源の減少の問題が発生していることから、瀬戸内海については地方公共団体、学術機関及び漁業関係者等と連携し、水産資源の生産性の確保のため、栄養塩類も含めた水域の状況及び栄養塩類と水産資源との関係に関するデータの収集や共有等を図り、地域による栄養塩類管理方策の策定に寄与する。また、栄養塩類の不足が懸念されている他の水域についても、地方公共団体等と協力・連携して、水産資源の生産性の確保に向け、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究を推進する。

さらに、栄養塩類管理と連携した藻場・干潟の創出や保全活動等により、閉鎖性水域における漁場環境改善を推進する。

## (3) 赤潮対策

赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策のためには、早期かつ的確な赤潮等の情報の把握及び提供が重要であることから、

従来とは異なる海域で赤潮が発生している状況も踏まえて、地方公共団体及び研究機関等と連携し、赤潮発生のモニタリング、発生メカニズムの解明、発生の予測手法及び防除技術等の開発に取り組む。また、ICT ブイ等の自動観測装置を活用し、迅速な情報共有によるモニタリングの強化を図るための技術開発を支援する。

#### **(4) 野生生物による漁業被害対策**

都道府県の区域を越えて広く分布・回遊し、漁業に被害を与えるトド、ヨーロッパザラボヤ、大型クラゲ等の生物で、広域的な対策により漁業被害の防止・軽減に効果が見通せるなど一定の要件を満たすものについて、国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、出現状況に関する調査、漁業関係者への情報提供、被害を効果的・効率的に軽減するための技術の開発・実証、駆除・処理活動への支援等に取り組む。

特に、トドについては、漁業被害の軽減及び絶滅回避の両立を図ることを目的として平成 26 年に水産庁が策定した「トド管理基本方針」に基づく管理を継続するとともに、令和 6 年度末までに科学的知見に基づき同方針を見直す。

#### **(5) 生物多様性に配慮した漁業の推進**

漁業は、自然の生態系に依存し、その一部の海洋生物資源を採捕することにより成り立つ産業であることから、漁業活動を持続的に行うため、海洋保護区に加え OECM (Other Effective Area-based Conservation Measures : その他の効果的な地域をベースとする保全手段) も活用し、海洋環境や海洋生態系を健全に保ち、生物多様性の保全と漁業の振興との両立を図る取組を推進する。

海洋生態系のバランスを維持しつつ、持続的な漁業を行うため、海鳥、ウミガメ等の混獲の実態把握及び回避技術・措置の検討、

普及等を図る。

#### (6) 海洋環境の保全（海洋プラスチックごみ、油濁）

海洋プラスチックごみは、海鳥や海洋生物の誤食、投棄・遺失漁具に海洋生物が絡まり死亡するゴーストフィッシング、景観の悪化、スクリューへの絡まりによる船舶の航行への影響が懸念される等、国内外で高い関心が集まっており、我が国の海岸にも、海外で流出したものも含めて、多くのごみが漂着している。海洋プラスチックごみの主な発生源は陸域であると指摘されているが、海域を発生源とする海洋プラスチックごみも一定程度あり、その一部に漁具が含まれていると指摘されている。

このため、先般、海洋プラスチック汚染をはじめとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある文書の作成に向けた決議が国連環境総会で採択されたという国際的な動向も踏まえながら、環境省や都道府県等と連携し、漁業者による海洋ごみの持ち帰りの取組の周知や処理の促進及び漁業系廃棄物の適正処理に関する施策の周知に加え、漁業・養殖業用の漁具や資機材については、漁具等としての実用性を確保しつつ、環境に配慮した生分解性素材を用いた漁具やリサイクルしやすい漁具の製品開発への支援等に取り組む。

また、マイクロプラスチックが水産生物に与える影響等についての科学的調査を行い、その結果について情報発信を行う。

漁場の油濁被害防止については、海上の船舶等からの油流出による漁業被害が発生しており、国、都道府県及び民間事業者が連携して、引き続き専門家の派遣や防除・清掃活動を支援するほか、災害時に内水面への油流出事故も見られることから、講習会等を通じ、内水面を含む事故対応策の漁業者等への普及を図る。



## **(7) 環境変化に適応した漁場生産力の強化**

海水温の上昇など海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化が顕在化してきている中、持続可能な漁業生産を確保するため、環境変化等に伴う漁獲対象魚種の変化に適応した漁場整備、海域環境を的確に把握するための海域環境モニタリング、都道府県などの研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化など、海洋環境の変化に適応した漁場整備を推進する。

また、Iの2で言及している新たな資源管理の着実な推進の方針の下、沖合におけるフロンティア漁場整備、水産生物の生活史に配慮した広域的な水産環境整備、資源回復を促進するための種苗生産施設の整備などを推進する。

## **6 防災・減災、国土強靱化への対応**

気候変動等による災害の頻発化・激甚化、今後の南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波の発生への切迫に対し、漁業地域の安全・安心を確保し、災害発生後においては、漁業活動をはじめとした地域の水産業の可能な限りの継続又は早期の再開を図る必要がある。このため、漁業地域において、国土強靱化基本計画（平成30年12月閣議決定）等を踏まえ、災害発生に備えた事前の防災・減災対策、災害発生後の円滑な初動対応や漁業活動の継続に向けた支援等を推進するとともに、老朽化が進む漁港施設等の機能を確保するために以下の対策に取り組む。

### **(1) 事前の防災・減災対策**

漁業地域の安全・安心の確保のため、今後発生が危惧される大規模地震・津波の被害想定や気候変動による水位上昇の影響等を踏まえた設計条件の点検・見直しを推進し、持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化・耐津波化・耐浪化や浸水対策を推進する。また、緊急物資輸送等の災害時の救援活動等の拠点となる漁港や離島等の生活航路を有する漁港の耐震・耐津波対策

を推進する。

さらに、漁港の就労者や来訪者、漁村の生活者等の安全確保のため、避難路や避難施設の整備、避難・安全情報伝達体制の構築などの避難対策を推進する。

## (2) 災害からの早期復旧・復興に向けた対応

災害発生後の迅速な被害状況把握のため、国と地方公共団体、関係団体との情報連絡体制の強化、ドローンをはじめとする ICT 等の新技術の活用を図るとともに、災害時の円滑な初動対応に向け、漁港管理者と建設関係団体の間、さらには、漁協等漁業関係者も含めた災害協定締結を促進する。

災害復旧要員が不足している市区町村をはじめとした地方公共団体を支援するため、MAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイsteam）の派遣体制を確立し、災害時のニーズに応じて積極的に派遣する。さらに、災害復旧の早期化を図るとともに、改良復旧についても推進する。

また、復旧・復興に当たっては、災害復旧事業等関連事業を幅広く活用し、漁業地域の将来を見据えた復旧・復興を推進する。

さらに、災害時に地域の水産業の早期再開を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を対象とした広域的な事業継続計画の策定を推進する。

また、水産業従事者の経営再開支援に向け、災害の発生状況及び地域の被害状況に応じて、支援策の充実や柔軟的な運用を行う等、きめ細かい総合的な支援を図る。

## (3) 持続可能なインフラ管理

老朽化により機能低下が懸念される漁港施設等のインフラは、水産業や漁村の振興を図る上で必要不可欠であることから、これら施設の機能の維持・保全が図られるよう、「水産庁インフラ長寿

命化計画（令和3年3月改訂）」に基づき、これまでの事後保全型の老朽化対策から、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する予防保全型の老朽化対策に転換を図るとともに、新技術を積極的に活用する等により、ライフサイクルコストの縮減に努めつつ総合的かつ計画的に長寿命化対策を推進する。

## IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

### 1 みどりの食料システム戦略と水産政策

SDGs や環境を重視する国内外の動きが加速していくと見込まれる中、我が国の食料・農林水産業においてもこれらに的確に対応し、持続可能な食料システムの構築に向けて、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に策定した。

水産関係では、2030年までに漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復させるための施策を講ずることや、2050年までにニホンウナギ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を環境負荷が少なく給餌効率の良い配合飼料に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖体制を構築する。さらに、2040年までに漁船の電化・水素化等に関する技術を確立する。

また、水産関係の上場企業における気候関連非財務情報の開示なども含めた気候変動への適応が円滑に行われるよう必要な取組を実施する。

具体的には、これらの取組について、今後の技術開発やロードマップ等を踏まえ、関係者の理解を得ながら、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立に向けて着実に実行する。

#### （1）調達面での取組

##### ア）養殖業における持続的な飼料及び種苗

魚類養殖は、支出に占める餌代の割合が大きいため、価格の不安定な輸入魚粉に依存しない飼料効率が高く魚粉割合の低い配合飼料の開発、魚粉代替原料（大豆、昆虫、水素細菌等）の開発等を推進していく。

また、持続可能な養殖業を実現するために必要な養殖用人工種苗の生産拡大に向けて、人工種苗に関する生産技術の実用化、地域の

栽培漁業のための種苗生産施設や民間の施設を活用した養殖用種苗を安定的に量産する体制の構築を推進する。さらに、優良系統の保護を図るため、優良種苗などの不正利用の防止方策を検討し、ガイドラインの作成等を行う。

## イ) 漁具のリサイクル

漁業・養殖業用の漁具や資機材については、漁具等としての実用性を確保しつつ、環境に配慮した生分解性素材を用いた漁具やリサイクルしやすい漁具の製品開発への支援等に取り組む。

### (2) 生産面での取組

#### ア) 資源管理の推進

新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力が重要であり、適切な管理が収入の安定につながることを漁業者等が実感できることに配慮しつつ、ロードマップに盛り込まれた行程を着実に実現していく。その際、ロードマップに従って数量管理の導入を進めるだけでなく、導入後の管理の実施・運用及び漁業の経営状況に関するきめ細かいフォローアップを行うとともに、数量管理のメリットを漁業者に実感してもらうため、資源回復や漁獲増大、所得向上等の成功事例の積み重ねと成果の共有を行う。

また、「令和12年度までに、平成22年当時と同程度（目標444万トン）まで漁獲量を回復させる」という目標に向け、資源評価結果に基づき、必要に応じて、漁獲シナリオ等の管理手法を修正するとともに、資源管理を実施していく上で新たに浮かび上がった課題の解決を図りつつ、資源の回復に取り組む。

## イ) 養殖業における環境負荷低減

漁場環境への負荷軽減が可能な沖合の漁場が活用できるよう、静穏水域の創出など沖合域を含む養殖適地を確保する。また、台風等

による波浪の影響を受けにくい浮沈式生簀等を普及させるとともに、大規模化による省力化や生産性の向上を推進する。

### (3) 加工・流通での取組 (IUU 漁業の撲滅)

水産物が違法に採捕され、それらが流通することで水産資源の持続的な利用に悪影響を及ぼすおそれがあり、輸出入も含め違法に採捕された水産物の流通を防止する必要がある。

このため、IUU 漁業の撲滅に向けて、IUU 漁業国際行動計画や PSM 協定等に基づく措置を適切に履行する。また、水産流通適正化法について、各魚種が指定基準の指標に該当するか、定期的な数値の検証を行う。さらに、指定基準の指標と対象魚種について、2年程度ごとに検証・見直しを実施する。あわせて、制度の実施状況を検証し、必要があれば改善を行う。

また、令和4年12月の水産流通適正化法の円滑な施行に向けて、国内外の幅広い関係者に対し丁寧な調整を行うとともに、水産流通適正化法の施行後も含め、漁業者から消費者まで幅広く説明会やポスター・パンフレット等を活用し、同制度の周知・普及を推進し、違法漁獲物の国内流通からの排除に向けた意識の醸成を図る。

### (4) 消費での取組 (水産エコラベルの活用の推進)

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工業者や小売事業者の団体への働きかけを通じて、傘下の水産加工・流通業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進する。

また、インターナショナルシーフードショーをはじめとする国際的なイベント等において、我が国水産物の水産エコラベル認証製品を積極的に紹介し、海外での認知度向上を図るとともに、マスメディアや SNS などの媒体等を通じ、国内消費者に対し取組へ

の理解の促進を図る。

## 2 スマート水産技術の活用

ICT を活用して漁業活動や漁場環境の情報を収集し、適切な資源評価・管理を促進するとともに、生産活動の省力化や効率化、漁獲物の高付加価値化により、生産性を向上させる「スマート水産技術」を活用するため、以下の施策を推進する。

また、関係府省とも連携し、漁村や洋上における通信環境等の充実やデジタル人材の確保・育成を推進していく。

### (1) 資源評価・管理に資する技術開発と現場実装

従来の調査船調査、市場調査、漁船活用調査等に加え、迅速な漁獲データ、海洋環境データの収集・活用や電子的な漁獲報告を可能とする情報システムの構築・運用等の DX を推進する。この中で、国は、令和5年度までに主要な漁協・市場の全て（400 か所以上）でのデータ収集システムの構築に取り組む。また、これらの取組から得られたデータに基づく資源評価の高度化や適切な資源管理の実施等を行う。さらに、国が収集したデータや民間が生産現場で収集したデータの共有・活用を促進するため、データ活用のポリシーを整備する等の環境整備を行う。

### (2) 成長産業化に資する技術開発と現場実装

漁ろう作業の省人化、海流や水温分布などの漁場環境データの提供、養殖における成長データや給餌量データの分析・活用といった漁業・養殖業者からのニーズを把握し、開発企業などが共同で新技術の開発・実証・導入に取り組む試験・開発プラットフォームを設ける。

開発プラットフォーム内で企画される各開発プロジェクトは、取り扱う技術の性質に合わせたレベル（全国・地域）で展開することで、民間活力を活用した技術開発・現場実装を推進する。ま

た、地域レベルで開発された技術や成功事例を広く共有する仕組みを構築し、全国レベルでの現場実装を促す。

プラットフォームは、プロジェクトの成果や知見の完全共有といった参加企業にとってメリットのある枠組みとすることで、企業参入を促進するとともに、参加企業による相互の知見共有等の相乗効果により、技術開発から現場実装までの流れを加速化する。

### (3) 水産加工・流通に資する技術開発と現場実装

マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進するため、生産・加工・流通が連携し、ICT等の活用による荷さばき、加工現場の自動化などの低コスト化、鮮度情報の消費者へのPRなどの高付加価値化等の生産性向上の取組を全国の主要産地等に展開する。

また、水産流通適正化法の義務履行に当たり、関係事業者の負担軽減を図りつつ、制度の円滑な実施を行うため、漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達するための電子システムを導入するなど電子化を推進する。

## 3 カーボンニュートラルへの対応

### (1) 漁船の電化・燃料電池化

水産業に影響を及ぼす海洋環境の変化の一因である地球温暖化の進行を抑えていくためには、漁業分野においても二酸化炭素排出量削減を推進していく必要があり、衛星利用の漁場探索による効率化、グループ操業の取組、省エネ機器の導入などによる燃油使用量の削減を図る。

また、蓄電池とエンジン等のハイブリッド型の動力構成に関する研究、二酸化炭素排出量の少ないエネルギーの活用など、段階に応じた様々な技術実装を推進する。また、漁船の脱炭素化に適応する観点から、必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭に



置いた水素燃料電池化、国際商船や作業船など漁業以外の船舶の技術の転用・活用も視野に入れた漁船の脱炭素化の研究開発を推進する。

## (2) 漁港・漁村のグリーン化の推進

漁港・漁村における環境負荷の低減や脱炭素化に向けて、漁港施設等への再生可能エネルギーの導入促進や省エネ対策の推進、漁港や漁場利用の効率化による燃油使用量の削減等を推進する。

加えて、藻場・干潟等は豊かな生態系を育む機能を有し、水産資源の増殖に大きな役割を果たしていることから、藻場・干潟ビジョンに基づき、効果的な藻場・干潟等の保全・創造を図る。

また、近年では、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留する二酸化炭素由来の炭素）の吸収源としても注目が高まっていることから、海藻類を対象として藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法の開発を推進する。

## 4 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の流行は、外出や密集を避ける生活様式が常態化するなど、我が国の経済・社会に多大な影響を与えた。外食から内食へと食の需要が変化する中で、水産物の需要も大きく影響を受けた。特に、インバウンド需要の減退や外出自粛に伴うホテル・飲食店向けの需要の減退により、市場で流通する水産物の取扱金額が、高級魚介類を中心に下落した。

このため、「新しい生活様式」に合致した水産物の提供体制づくりを進め、新型コロナウイルス感染症の影響に応じた販売促進・消費拡大等（販路開拓、魚食普及活動への支援）の施策を適切に講じていく。また、水産物の輸出の維持・促進等の施策を適切に講じていく。

さらに、外国人の入国制限により、水産業の人手不足が深刻化した。このような人手不足を解消するため引き続き必要な労働力の確保支援を行う。

## V 東日本大震災からの復旧・復興及び原発事故の影響克服

### 1 地震・津波被災地域における着実な復旧・復興

地震・津波被災地域では、漁港施設、水産加工施設等の水産関係インフラの復旧はおおむね完了しているが、サケ、サンマ及びスルメイカといった被災地域において依存度の高い魚種の長期的な不漁もあり、被災地域の中核産業である漁業の水揚げの回復や水産加工業の売上げの回復が今後の課題となっている。

このため、漁場のがれき撤去等による水揚げの回復や水産加工業における販路の回復・開拓、加工原料の転換等の取組を引き続き支援する。

### 2 原子力災害被災地域における原発事故の影響の克服

原子力災害被災地域である福島県では、令和3年4月から「本格操業への移行期間」という位置付けの下、水揚げの拡大に取り組んでいる。しかし、沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は、震災前と比較し依然として低水準の状況にあり、水揚量の増加とそのため流通・消費の拡大が課題である。

こうした中で、多核種除去設備（ALPS:Advanced Liquid Processing System）等によりトリチウム以外の核種について、環境放出の際の規制基準を満たすまで浄化処理された水（以下「ALPS処理水」という。）に関し、令和3年4月13日に開催された関係閣僚等会議において、安全性を確保し、政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、海洋放出することとした「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」を決定した。

その後、風評対策が重要な課題となっていることを受け、地方公共団体や漁業者等との意見交換を重ねた上で、その要望などを踏まえ、同年8月24日に「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取

りまとめ」（以下「当面の対策の取りまとめ」という。）を、同年12月28日には、当面の対策の取りまとめに盛り込まれた対策ごとに今後1年間の取組や中長期的な方向性を整理した「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を、それぞれ関係閣僚等会議において策定した。これを踏まえ、生産・加工・流通・消費の各段階における徹底した対策等に取り組む。

具体的には、風評を生じさせないための取組として、水産物の信頼確保のために新たにトリチウムを対象とする水産物のモニタリング検査を行うほか、食品中の放射性セシウムのモニタリング検査を継続的に行い、これらの調査の結果や Q&A を日本語及び英語で Web サイトに掲載し、正確で分かりやすい情報提供を実施する。一般消費者向けのなじみやすいパンフレットも作成し、消費者等への説明に活用するとともに、漁業者、水産加工業者、消費者など様々な関係者に対して、引き続き、説明を実施していく。

加えて、我が国の農林水産物・食品の放射性物質に係る輸入規制を14の国・地域が依然として継続しているため、政府一体となって、我が国が実施している安全確保のための措置や検査結果等の科学的データの情報提供、輸入規制の撤廃に向けてより一層働きかけを実施する。

また、風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大するための取組として、生産段階においては、福島県の漁業者等が新船の導入又は既存船の活用により水揚量の回復を図る実証の取組を支援するほか、不漁の影響を克服するため、複数経営体の連携による協業化や共同経営化又は多目的漁船の導入等、操業・生産体制の改革により水揚量の回復及び収益性の向上を図っていく取組を福島県の近隣県においても推進する。加工・流通・消費段階では、福島県をはじめとした被災地域の水産物を販売促進する取組や水産加工業の販売路回復に必要な取組等を支援し、販売力の強化の取組を推進する。

さらに、当面の対策の取りまとめに基づき、令和3年度補正予算

において予算措置された基金事業により、ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評影響を最大限抑制しつつ、仮に風評影響が生じた場合にも、水産物の需要減少への対応を機動的・効率的に実施し、漁業者が安心して漁業を続けていくことができるよう、全国的に取り組む。

これらの取組を実施しつつ、今後も、対策の進捗や地方公共団体・関係団体等の意見も踏まえ、随時、対策の追加・見直しを行う。

このような対策を含め、所要の対策を政府一体となって講ずることで、被災地域の漁業の本格的な復興を目指すとともに、全国の漁業者が漁業を安心して継続できる環境を関係府省が連携を密にして整備する。

### 第3 水産物の自給率目標

#### 1 自給率目標等の達成に向けたこれまでの取組の検証

##### (1) 食用魚介類及び魚介類全体

平成 29 年 4 月に策定された前基本計画においては、食用魚介類について、計画策定当時 362 万トンであった生産量を令和 9 年度には 387 万トンに増やすとともに、614 万トンであった消費量が 553 万トンを下回らないことを目指して、自給率目標を 70% に設定し、施策を推進した。

また、非食用魚介類を含めた魚介類全体については、計画策定当時 418 万トンであった生産量を令和 9 年度には 455 万トンに増やすとともに、767 万トンであった消費量が 711 万トンを下回らないことを目指して、自給率目標を 64% に設定し、施策を推進した。

食用魚介類及び魚介類全体の自給率は、共に平成 15 年度より上昇基調に転じていたが、東日本大震災の影響により平成 23 年度及び平成 24 年度は低下した。平成 25 年度以降は増減を繰り返し、令和 2 年度（概算値）の食用魚介類は 57%、魚介類全体は 55% となっている。

また、自給率の構成要素である生産量及び消費量は、食用魚介類及び魚介類全体において、共に前基本計画策定時より減少し、目標ラインを下回って推移しており、令和 2 年度時点で生産量の目標と消費量の目標は達成できていない状況にある。

##### (2) 海藻類

前基本計画においては、計画策定当時 49 万トンであった生産量を令和 9 年度においても維持するとともに、71 万トンであった消費量が 66 万トンを下回らないことを目指して、自給率目標を 74% に設定し、施策を推進した。

海藻類の自給率は、中長期的には緩やかな上昇基調で推移して

いたが、平成 23 年度に落ち込んだ。その後一時回復したものの、平成 28 年度から減少傾向に転じていたが、令和 2 年度（概算値）は回復し 70%となっている。

自給率の構成要素である海藻類の生産量及び消費量は、共に平成 23 年に減少し、その翌年に回復した後は減少傾向に転じた。生産量は、目標ラインをやや下回って推移しており、令和 2 年度時点で目標を達成できていない状況にあるが、消費量は目標と同じ値となっている。

（表 1）食用魚介類、魚介類全体及び海藻類の生産量、消費量及び自給率の目標と実績

【食用魚介類】

（単位：生産量・消費量 万トン）

	平成 27 年度 (注)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (概算値)	令和 9 年度 (目標値)
生産量	362	329	324	334	312	301	387
消費量	614	585	582	568	564	526	553
自給率	59%	56%	56%	59%	55%	57%	70%

【魚介類全体】

（単位：生産量・消費量 万トン）

	平成 27 年度 (注)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度 (概算値)	令和 9 年度 (目標値)
生産量	418	389	383	395	378	371	455
消費量	767	737	738	715	719	679	711
自給率	54%	53%	52%	55%	53%	55%	64%

## 【海藻類】

(単位：生産量・消費量 万トン)

	平成 27年度 (注)	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度 (概算値)	令和 9年度 (目標値)
生産量	49	47	48	47	41	46	49
消費量	71	69	70	69	64	66	66
自給率	70%	69%	69%	68%	65%	70%	74%

(注) 前基本計画策定当時である平成 27 年度の数値は概算値である。平成 27 年度の確定値は、食用魚介類の生産量 357 万トン、消費量 608 万トン、自給率 59%、魚介類の生産量 419 万トン、消費量 766 万トン、自給率 54%で、海藻類は表の概算値と同じである。

## 2 自給率目標の考え方

水産物の自給率は、その向上を図ることを旨とし、我が国の漁業生産及び水産物の消費に関する指針として、漁業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとされており、基本理念の達成度合いを全体として測る上での有効な指標であるとともに、我が国の漁業生産が国民の水産物消費にどの程度対応しているかを評価する上で端的で分かりやすい指標である。自給率を構成する生産量及び消費量の目標の考え方は、以下のとおりとする。

生産量については、近年の水産物の生産のすう勢や資源管理の状況を踏まえて、漁業者その他の関係者の努力によって漁業生産に関する課題を解決することにより見込まれる目標を設定し、漁業生産に関する指標とする。

また、消費量については、近年の水産物の消費のすう勢を踏まえて、漁業者、消費者その他の関係者の努力によって水産物消費に関する課題を解決することにより見込まれる目標を設定し、水産物の消費に関する指標とする。



### 3 漁業生産及び水産物消費に関する課題

#### (1) 漁業生産に関する課題

漁業生産に関し、漁業者その他の関係者は、以下の課題に取り組むことが求められる。

- ① ロードマップに従った水産資源管理の着実な実施による水産資源回復への貢献
- ② 海洋環境等漁業生産をめぐる各種変化に適応した経営や若者に魅力のある職場環境の実現
- ③ 養殖戦略、輸出戦略に基づき、マーケットイン型養殖業の推進、ICT等を活用した生産性の向上、経営体の強化、輸出の拡大等の取組の実施
- ④ 民間事業者なども含めた漁村地域内外での連携への参画など、地域の活力向上に向けた取組への貢献

#### (2) 水産物消費に関する課題

水産物消費に関し、漁業者、水産加工・流通業者、消費者その他の関係者は、以下に取り組むことが求められる。

- ① 水産物の需要が減退する中で、食の健康志向及び簡便化志向といった消費者ニーズの変化への対応
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による生活様式の変化への対応
- ③ IUU 漁業対策、水産エコラベル、SDGs、カーボンニュートラル等の水産資源や環境問題に関する消費者ニーズへの対応
- ④ 水産物を豊富に取り入れた健康的で豊かな食生活が将来にわたり維持されるよう、生産、加工、流通、消費の緊密な連携により、水産物の栄養特性、旬や調理方法、おいしさ等に対する理解を深める魚食普及の推進及び魚食文化の世代を超えた継承

#### 4 自給率目標の基礎となる生産量及び消費量の目標の考え方

##### (1) 食用魚介類及び魚介類全体

国内生産量については、これまでのすう勢に基づくと、令和14年度における生産量は食用魚介類263万トン、魚介類全体326万トンに減少すると見込まれる。これに対し、ロードマップ、養殖戦略及び輸出戦略を達成することを目指して、漁業者の努力と政策的取組によって、すう勢値から増大させ、令和14年度の実績の目標は、食用魚介類439万トン、魚介類全体535万トンとする。

消費量については、これまでのすう勢に基づくと、令和14年度における食用魚介類の1人1年当たり消費量は35.9kg(粗食料ベース)まで減少すると見込まれる。これに対し、消費拡大の取組によって、現状からすう勢値への減少を3分の1に食い止めることを目指し、令和14年度の1人1年当たりの消費量の目標を39.8kgとする。これに人口推計を乗じて、令和14年度の消費量の目標は、食用魚介類468万トン、魚介類全体は非食用魚介類の消費量を勘案し、700万トンとする。

##### (2) 海藻類

国内生産量については、これまでのすう勢に基づくと、令和14年度における生産量は35万トン(生重量)に減少すると見込まれる。これに対し、生産者の努力と政策的取組によって現状維持を目指し、令和14年度の実績の目標は、46万トン(生重量)とする。

消費量については、これまでのすう勢に基づくと、令和14年度における食用海藻類の1人1年当たり消費量は0.7kg(乾燥重量)まで減少すると見込まれる。これに対し、消費拡大の取組によって、現状程度の消費量の維持を目指し、令和14年度の1人1年当たりの消費量の目標を0.9kgとする。これに人口推計を乗じ、非食用海藻類の消費量を勘案し、令和14年度の実績の目標は、64

万トン（生重量）とする。

（表 2）令和 14 年度における食用魚介類、魚介類全体及び海藻類の生産量及び消費量の目標

【食用魚介類】

（単位：生産量・消費量 万トン）

	令和元年度	令和 2 年度 （概算値）	令和 14 年度 （すう勢値）	令和 14 年度 （目標値）
生産量	312	301	263	439
消費量 (kg/人年)	562 (44.6 kg)	526 (41.7 kg)	422 (35.9 kg)	468 (39.8 kg)

（注）下段は 1 人 1 年当たりの消費量（粗食料ベース）

【魚介類全体】

（単位：生産量・消費量 万トン）

	令和元年度	令和 2 年度 （概算値）	令和 14 年度 （すう勢値）	令和 14 年度 （目標値）
生産量	378	371	326	535
消費量	719	679	575	700

【海藻類】

（単位：生産量・消費量 万トン）

	令和元年度	令和 2 年度 （概算値）	令和 14 年度 （すう勢値）	令和 14 年度 （目標値）
生産量	41	46	35	46
消費量 (kg/人年)	64 (0.8 kg)	66 (0.9 kg)	52 (0.7 kg)	64 (0.9 kg)

（注）下段は 1 人 1 年当たりの消費量（乾燥重量）

## 5 令和 14 年度の自給率の目標

表 2 の食用魚介類、魚介類全体及び海藻類の生産量及び消費量の目標を基に設定する自給率の目標は、表 3 のとおりである。

(表 3) 食用魚介類、魚介類全体及び海藻類の自給率の目標 (%)

	令和元年度	令和 2 年度 (概算値)	令和 14 年度 (目標値)
食用魚介類	55	57	94
魚介類全体	53	55	76
海藻類	65	70	72

## **第4 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**

### **1 関係府省等の連携による施策の効率的な推進**

水産業は、漁業のほか、多様な分野の関連産業により成り立っていることから、関係府省等が連携を密にして計画的に事業を実施するとともに、施策間の連携を強化することにより、各分野の施策の相乗効果の発揮に向け努力する。

### **2 施策の進捗管理と評価**

効果的かつ効率的な行政の推進及び行政の説明責任の徹底を図る観点から、施策の実施に当たっては、政策評価も活用しつつ、毎年度進捗管理を行うとともに効果等の検証を実施し、その結果を公表する。さらに、これを踏まえて施策内容を見直すとともに、政策評価に関する情報公開を進める。

### **3 消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開**

水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確に捉えた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開する。

また、施策の決定・実行過程の透明性を高める観点から、インターネット等を通じ、国民のニーズに即した情報公開を推進するとともに、施策内容や執行状況に関する分かりやすい広報活動の充実を図る。

### **4 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進**

官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮をより一層促進する。このため、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必要性・合理性について検証し、不断の見直し

を行っていく。

## **5 財政措置の効率的かつ重点的な運用**

厳しい財政事情の下で予算を最大限有効に活用するため、財政措置の効率的かつ重点的な運用を推進する。

また、施策の実施状況や水産業を取り巻く状況の変化に照らし、施策内容を機動的に見直し、翌年度以降の施策の改善に反映させていく。

# ○ 水 産 基 本 法

(平成 1 3 年法律第 8 9 号)





# 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）

## 目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 基本的施策

第一節 水産基本計画（第十一条）

第二節 水産物の安定供給の確保に関する施策（第十二条—第二十条）

第三節 水産業の健全な発展に関する施策（第二十一条—第三十二条）

第三章 行政機関及び団体（第三十三条・第三十四条）

第四章 水産政策審議会（第三十五条—第三十九条）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、水産に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。

### （水産物の安定供給の確保）

第二条 水産物は、健全な食生活その他健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な水産物が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。

2 水産物の供給に当たっては、水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、海洋法に関する国際連合条約の的確な実施を旨として水産資源の適切な保存及び管理が行われるとともに、環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖及び養殖が推進されなければならない。

3 国民に対する水産物の安定的な供給については、世界の水産物の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行われなければならない。

### （水産業の健全な発展）

第三条 水産業については、国民に対して水産物を供給する使命を有するものであることにかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即した漁業生産並びに水産物の加工及び流通が行われるよう、効率的かつ安定

的な漁業経営が育成され、漁業、水産加工業及び水産流通業の連携が確保され、並びに漁港、漁場その他の基盤が整備されることにより、その健全な発展が図られなければならない。

- 2 水産業の発展に当たっては、漁村が漁業者を含めた地域住民の生活の場として水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

#### (国の責務)

第四条 国は、前二条に定める水産に関する施策についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水産に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、水産に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水産に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (水産業者の努力等)

第六条 水産業者及び水産業に関する団体は、水産業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 漁業者以外の者であって、水産動植物の採捕及びこれに関連する活動を行うものは、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

#### (水産業者等の努力の支援)

第七条 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるに当たっては、水産業者及び水産業に関する団体がする自主的な努力を支援することを旨とするものとする。

#### (消費者の役割)

第八条 消費者は、水産に関する理解を深め、水産物に関する消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする。

#### (法制上の措置等)

第九条 政府は、水産に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十条 政府は、毎年、国会に、水産の動向及び政府が水産に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る水産の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 水産基本計画

第十一条 政府は、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水産基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 水産に関する施策についての基本的な方針

二 水産物の自給率の目標

三 水産に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第二号に掲げる水産物の自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、我が国の漁業生産及び水産物の消費に関する指針として、漁業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4 第二項第二号に掲げる水産物の自給率の目標については、食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）第十五条第二項第二号に掲げる食料自給率の目標との調和が保たれたものでなければならない。

5 基本計画のうち漁村に関する施策に係る部分については、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

6 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

7 政府は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

8 政府は、水産をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに水産に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

9 第六項及び第七項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## 第二節 水産物の安定供給の確保に関する施策

(食料である水産物の安定供給の確保)

第十二条 食料である水産物の安定的な供給の確保に関する施策については、食料・農業・農村基本法及びこの節に定めるところによる。

(排他的経済水域等における水産資源の適切な保存及び管理)

第十三条 国は、排他的経済水域等（我が国の排他的経済水域、領海及び内水並びに大陸棚（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第二条に規定する大陸棚をいう。）をいう。以下同じ。）における水産資源の適切な保存及び管理を図るため、最大持続生産量を実現することができる水準に水産資源を維持し又は回復させることを旨として、漁獲量及び漁獲努力量の管理その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項に規定する施策が漁業経営に著しい影響を及ぼす場合において必要があると認めるときは、これを緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理)

第十四条 国は、我が国が世界の漁業生産及び水産物の消費において重要な地位を占めていることにかんがみ、排他的経済水域等以外の水域における水産資源の適切な保存及び管理が図られるよう、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの協力、我が国の漁業の指導及び監督その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産資源に関する調査及び研究)

第十五条 国は、水産資源の適切な保存及び管理に資するため、水産資源に関する調査及び研究その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産動植物の増殖及び養殖の推進)

第十六条 国は、環境との調和に配慮した水産動植物の増殖及び養殖の推進を図るため、水産動物の種苗の生産及び放流の推進、養殖漁場の改善の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産動植物の生育環境の保全及び改善)

第十七条 国は、水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、水質の保全、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、森林の保全及び整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(排他的経済水域等以外の水域における漁場の維持及び開発)

第十八条 国は、排他的経済水域等以外の水域における我が国の漁業に係る漁場の維持及び開発を図るため、操業に関する外国との協議、水産資源の探査その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産物の輸出入に関する措置)

第十九条 国は、水産物につき、我が国の水産業による生産では需要を満たすことができないものの輸入を確保するため必要な施策を講ずるとともに、水産物の輸入によって水産資源の適切な保存及び管理又は当該水産物と競争関係にある水産物の生産に重大な支障を与え、又は与えるおそれがある場合において、特に必要があるときは、輸入の制限、関税率の調整その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、水産物の輸出を促進するため、水産物の競争力を強化するとともに、市場調査の充実、情報の提供、普及宣伝の強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進)

第二十条 国は、世界の水産物の需給の将来にわたる安定に資するため、開発途上地域における水産業の振興に関する技術協力及び資金協力その他の国際協力の推進に努めるものとする。

### 第三節 水産業の健全な発展に関する施策

(効率的かつ安定的な漁業経営の育成)

第二十一条 国は、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、経営意欲のある漁業者が創意工夫を生かした漁業経営を展開できるようにすることが重要であることにかんがみ、漁業の種類及び地域の特性に応じ、経営管理の合理化に資する条件の整備、漁船その他の施設の整備の促進、事業の共同化の推進その他漁業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(漁場の利用の合理化の促進)

第二十二条 国は、効率的かつ安定的な漁業経営の育成に資するため、漁場の利用の合理化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第二十三条 国は、効率的かつ安定的な漁業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、漁業者の漁業の技術及び経済管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者に対する漁業の技術及び経営方法の習得の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、漁ろうの安全の確保、労働条件の改善その他の漁業の従事者の労働環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、国民が漁業に対する理解と関心を深めるよう、漁業に関する教育の振興その他必要な施策を講ずるものとする。

(漁業災害による損失の補てん等)

第二十四条 国は、災害によって漁業の再生産が阻害されることを防止するとともに、漁業経営の安定を図るため、災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、漁業経営の安定に資するため、水産物の価格の著しい変動を緩和するために必要な施策を講ずるものとする。

(水産加工業及び水産流通業の健全な発展)

第二十五条 国は、水産加工業及び水産流通業の健全な発展を図るため、事業活動に伴う環境への負荷の低減及び資源の有効利用の確保に配慮しつつ、事業基盤の強化、漁業との連携の推進、水産物の流通の合理化その他必要な施策を講ずるものとする。

(水産業の基盤の整備)

第二十六条 国は、水産業の生産性の向上を促進するとともに、水産動植物の増殖及び養殖の推進に資するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、漁港の整備、漁場の整備及び開発その他水産業の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(技術の開発及び普及)

第二十七条 国は、水産に関する技術の研究開発及び普及の効果的な推進を図るため、これらの技術の研究開発の目標の明確化、国、独立行政法人、都道府県及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、地域の特性に応じた水産に関する技術の普及事業の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

(女性の参画の促進)

第二十八条 国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の水産業における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって水産業及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

(高齢者の活動の促進)

第二十九条 国は、水産業における高齢者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って水産業に関する活動を行うことができる環境整備を推進し、水産業に従事する高齢者の福祉の向上を図るものとする。

(漁村の総合的な振興)

第三十条 国は、水産業の振興その他漁村の総合的な振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 国は、地域の水産業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい漁村とするため、地域の特性に応じた水産業の基盤の整備と防災、交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

(都市と漁村の交流等)

第三十一条 国は、国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進、遊漁船業の適正化その他必要な施策を講ずるものとする。

(多面的機能に関する施策の充実)

第三十二条 国は、水産業及び漁村が国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に関する国民の理解と関心を深めるとともに、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 行政機関及び団体

(行政組織の整備等)

第三十三条 国及び地方公共団体は、水産に関する施策を講ずるにつき、相協力するとともに、行政組織の整備並びに行政運営の効率化及び透明性の向上に努めるものとする。

(団体の再編整備)

第三十四条 国は、基本理念の実現に資することができるよう、水産に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講ずるものとする。

## 第四章 水産政策審議会

### (設置)

第三十五条 農林水産省に、水産政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (権限)

第三十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

### (組織)

第三十七条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、農林水産大臣が任命する。

### (資料の提出等の要求)

第三十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

### (委任規定)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。





